

# 第3期羽島市地域福祉計画

令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）



令和6年3月  
羽島市





# 目次

第1章 計画の基本事項.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	5
3 計画の期間.....	7
4 計画の策定体制.....	8
第2章 羽島市の現状.....	9
1 羽島市の統計.....	9
2 アンケート調査の結果.....	22
第3章 計画の基本的な考え方.....	43
1 基本理念.....	43
2 基本目標.....	45
3 計画の体系.....	47
第4章 施策の展開.....	48
1 地域における社会的弱者への福祉の推進.....	48
2 地域における社会福祉サービスの適切な利用の推進.....	55
3 地域における社会福祉を目的とした事業の推進.....	59
4 地域福祉に関する住民参画の推進.....	63
5 重層的・包括的な支援体制の推進.....	72
第5章 推進体制.....	77
1 主体別の役割.....	77
2 計画の進捗管理.....	79
資料編.....	80







# 第 1 章 計画の基本事項

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、子どもや高齢者に対する虐待や自殺者の増加、80代の親が50代の子どもの生活を支えるという8050問題等、これまでの高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。

こうした中、「地域共生社会」の実現に向け、行政だけでなく、企業、ボランティアやNPO、住民団体など多様な民間の主体が担い手となり、行政と協働しながら、きめ細かな活動により、地域生活課題を解決することが求められています。

高齢者、障がい者、子ども等、誰もが地域の中で安心して生き生きと暮らしていけるようにするためには、他人事になりがちな地域づくりを、地域住民一人ひとりが「我が事」として捉えていく仕組みづくりが重要であると考えられます。

地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていくことが必要です。

本市においても、「羽島市第六次総合計画」において、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、総合的な福祉サービスを提供するとともに、地域福祉活動への参加を促進するなど、支え合い・助け合いのまちづくりに努めてきました。

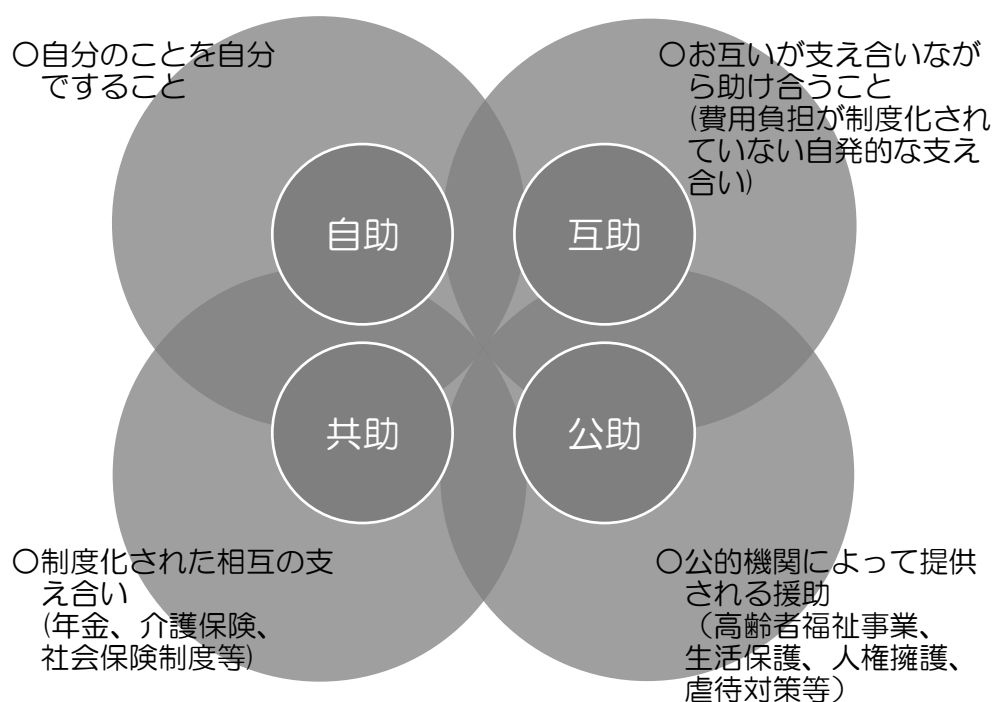
この度、市民一人ひとりが地域でお互いに支え合う仕組みづくりを整え、地域福祉に関する活動などを積極的に推進するため、「第3期羽島市地域福祉計画」を策定します。

## (2) 地域福祉の目的

「地域福祉」とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障がい者、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療に限らない、地域生活課題を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、課題の解決を図っていくことが規定されています（法第4条）。

地域生活課題の解決に向けて、自助、互助、共助、公助の考えに基づいて、地域住民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携して取り組みをしていくことが必要とされています。





さらに、これまでの福祉制度・政策と、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景としており、令和2年6月の社会福祉法改正により、市町村における既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、複合化・複雑化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の「3つの支援」を柱とする一体的な取り組みとして重層的支援体制整備事業が創設されました。これにより、属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制を目指しています。

【参考：社会福祉法】

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

二 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

三 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

二 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

三 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

四 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

五 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (3) SDGs (持続可能な開発目標) の推進

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成27年 (2015年) 9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に記載された令和12年 (2030年) までに持続可能でよりよい世界を目指す国際的目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の目標が定められています。

本計画の推進にあっては、SDGsの趣旨を踏まえて取り組みます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国際連合広報センター

## 2 計画の位置付け

### (1) 法律の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

また、本計画は再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「再犯防止推進計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものです。

#### 【参考：社会福祉法】

##### (市町村地域福祉計画)

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

#### 【参考：再犯の防止等の推進に関する法律】

##### (地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 二 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

#### 【参考：成年後見制度の利用の促進に関する法律】

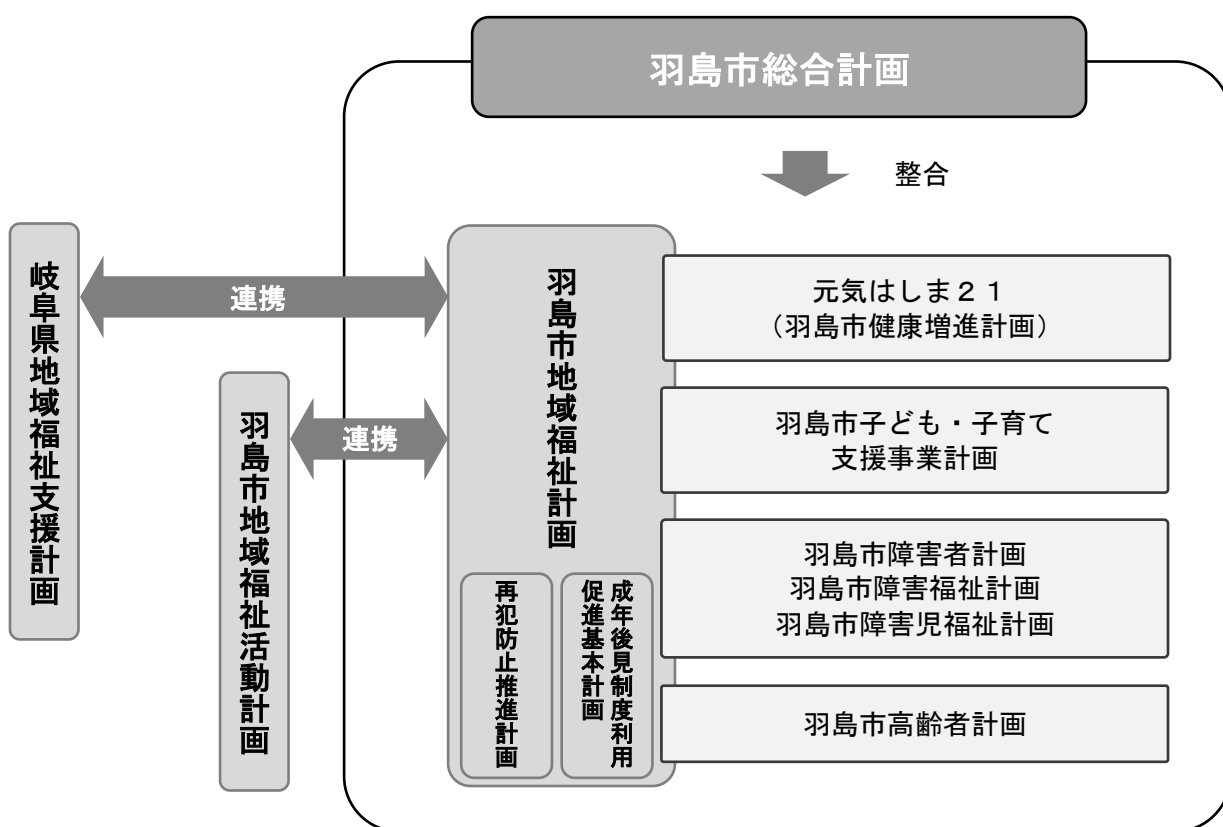
##### (市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 二 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

## (2) 市政における位置付け

本計画は、本市の最上位計画「羽島市総合計画」の将来都市像である「心安らぐ幸せ実感都市 はしま」の実現に向けて、福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する計画として、保健・医療・福祉等の関連する計画との調和と連携を図り、地域福祉の推進に取り組むことができるよう、目指すべき方向性を示すものです。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、地域の状況等を踏まえ、必要に応じて内容を見直します。

計画年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
地域福祉計画	第3期計画（R6-R10）					
高齢者計画	第9期計画（R6-R8）					
障害者計画	計画（R6-R11）					
障害福祉計画	第7期計画（R6-R8）					
障害児福祉計画	第3期計画（R6-R8）					
子ども・子育て支援事業計画	第2期計画	第3期計画（R7-R11）				
健康増進計画	第3期計画（R6-R17）					

## 4 計画の策定体制

### (1) 羽島市地域福祉計画策定委員会による協議

本計画を策定するにあたり、「羽島市地域福祉計画策定委員会」を設置し、各委員の専門的な見地から、計画の方向性や内容について意見・提言を受け、その意見を計画に反映させています。

### (2) 市民等のニーズの把握

地域福祉に関する課題やニーズ調査のため、住民を対象に「羽島市地域福祉推進のため市民アンケート」（以下、「アンケート調査」という。）を実施し、意見や課題を計画に反映させています。

また、地域の福祉関係者へのヒアリング調査を行い、意見を計画に反映させています。

#### ■ アンケート調査実施概要

調査対象	18歳以上の羽島市民から無作為抽出した2,000人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年3月1日から令和5年3月15日まで
回収結果	有効回答数：913件 有効回答率：45.7%

### (3) パブリックコメントの実施

計画案の段階で幅広く住民の意見を募るため、令和5年12月25日から令和6年1月24日まで、本計画に対する意見を募集しました。



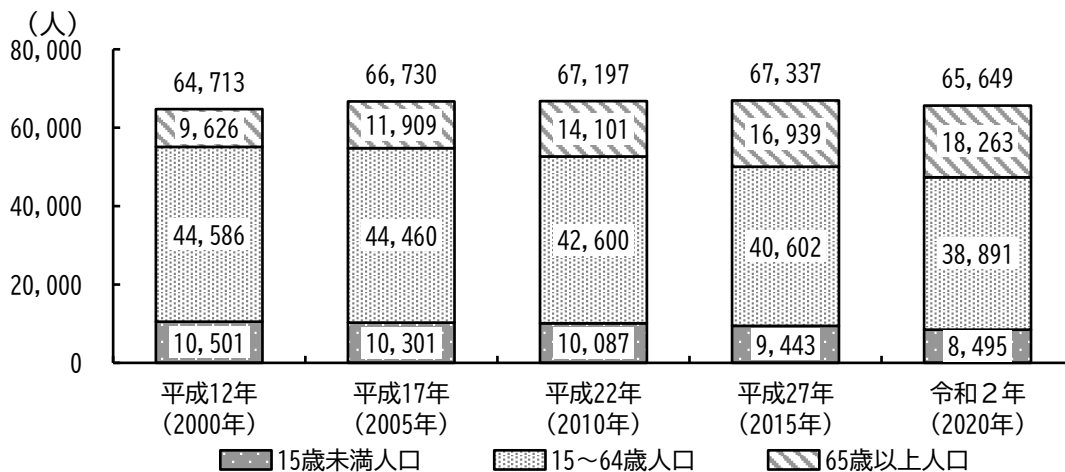
## 羽島市の現状

### 1 羽島市の統計

#### (1) 人口の推移

年齢3区分で人口の推移をみると、15歳未満人口は減少していますが、65歳以上人口は増加しています。平成12年には9,626人だった65歳以上人口は、令和2年には約2倍の数である18,263人となっています。15歳未満人口は平成27年から10,000人を下回っており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

図表1 年齢3区分別人口



※平成17年以降の総人口は「年齢不詳」を含む

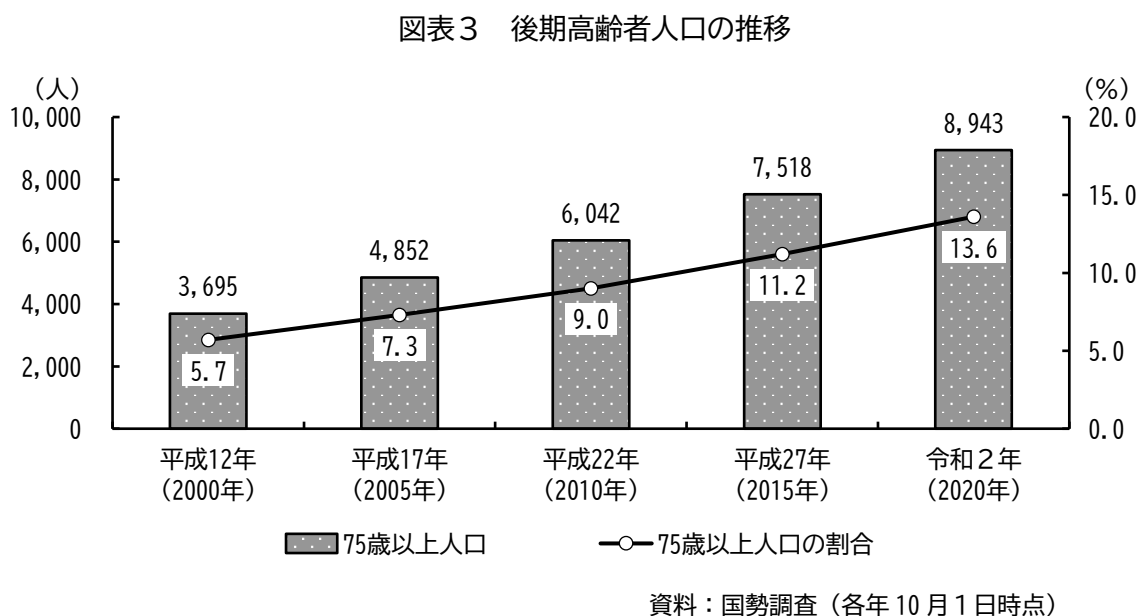
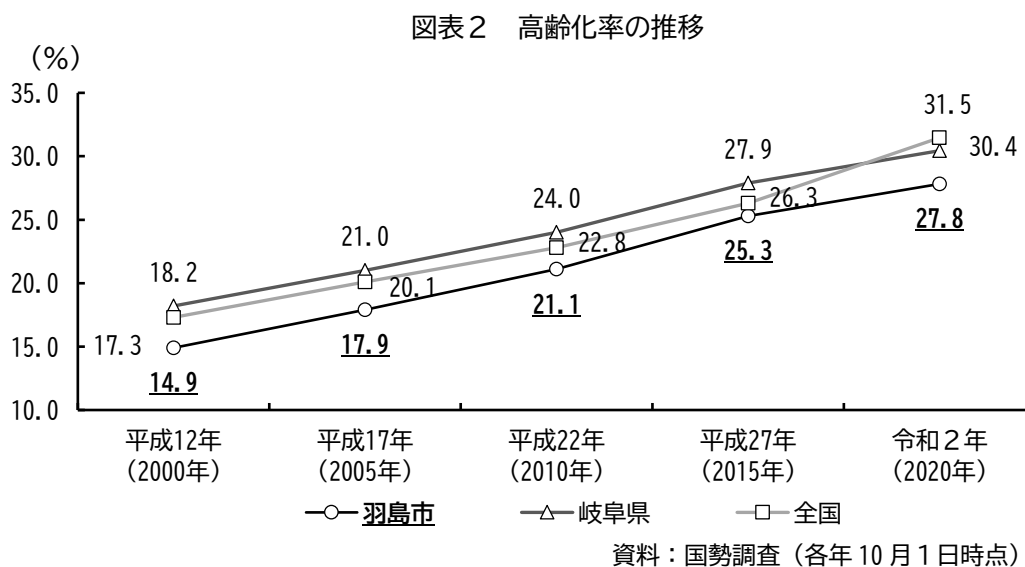
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

## (2) 高齢者人口の推移

全国、岐阜県、羽島市の高齢化率をみると、高齢化率は増加傾向にあります。羽島市の高齢化率は27.8%となっており、全国や岐阜県よりも低い数値となっています。

羽島市の高齢者人口についてみると、平成12年では約3,700人であった75歳以上人口が令和2年には2.4倍の約9,000人となっています。

75歳以上人口の割合は令和2年で13.6%となっており、今後も高齢者の割合は増加していくことが考えられます。



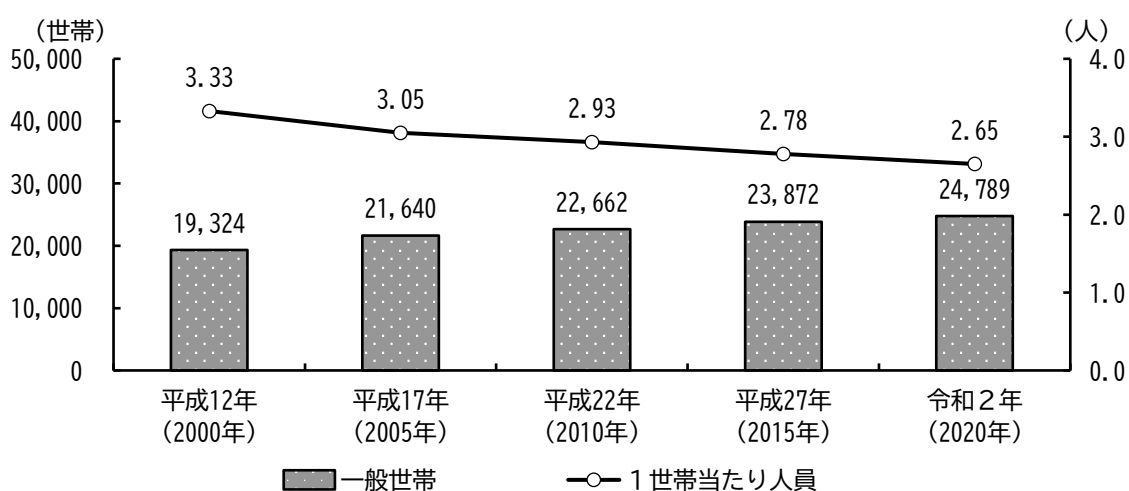


### (3) 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、世帯数は増加傾向にあります。しかし、1世帯当たりの人員は減少が続いており、令和2年には2.65人となっています。

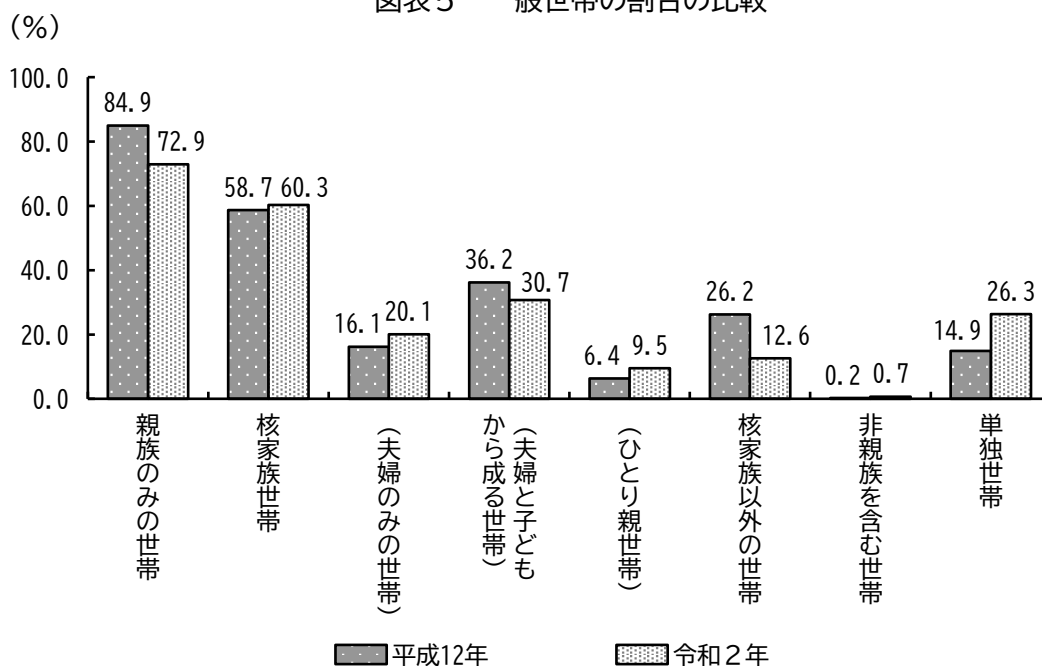
一般世帯の割合を平成12年と令和2年で比較すると、核家族世帯と単独世帯が増加傾向にあります。また、核家族世帯の中では、夫婦のみの世帯とひとり親世帯が増加し、夫婦と子どもから成る世帯が減少しています。

図表4 一般世帯数



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

図表5 一般世帯の割合の比較



※ ( ) 表記の世帯は核家族世帯の内訳

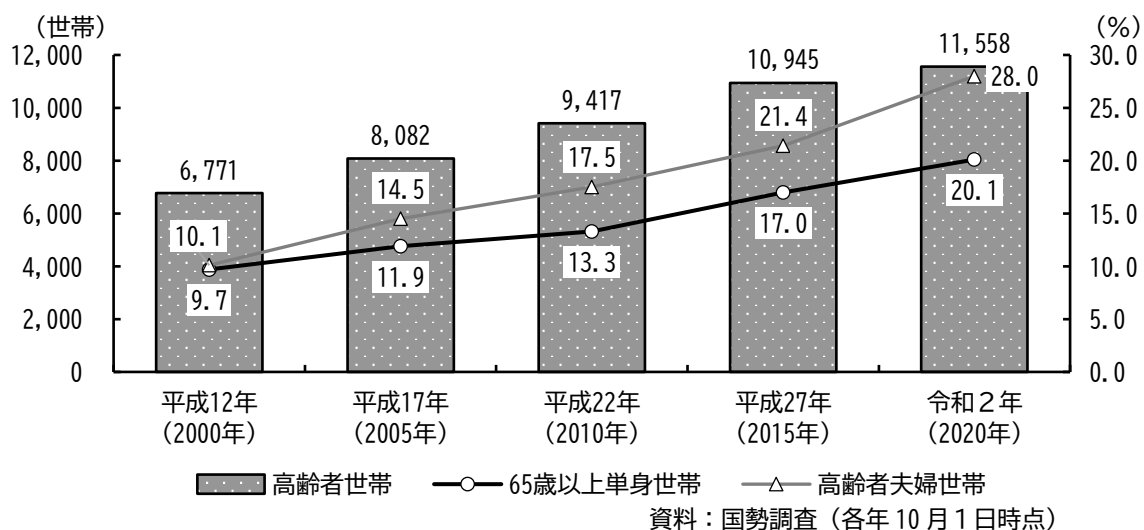
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

#### (4) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯の推移をみると、世帯数は増加傾向にあり、平成12年には6,771世帯あった高齢者世帯が、令和2年には11,558世帯と約1.7倍になっています。

高齢者夫婦世帯は平成27年に20%を超え、令和2年には28.0%と3割弱を占めており、65歳以上単身世帯も併せて、今後も増加することが考えられます。

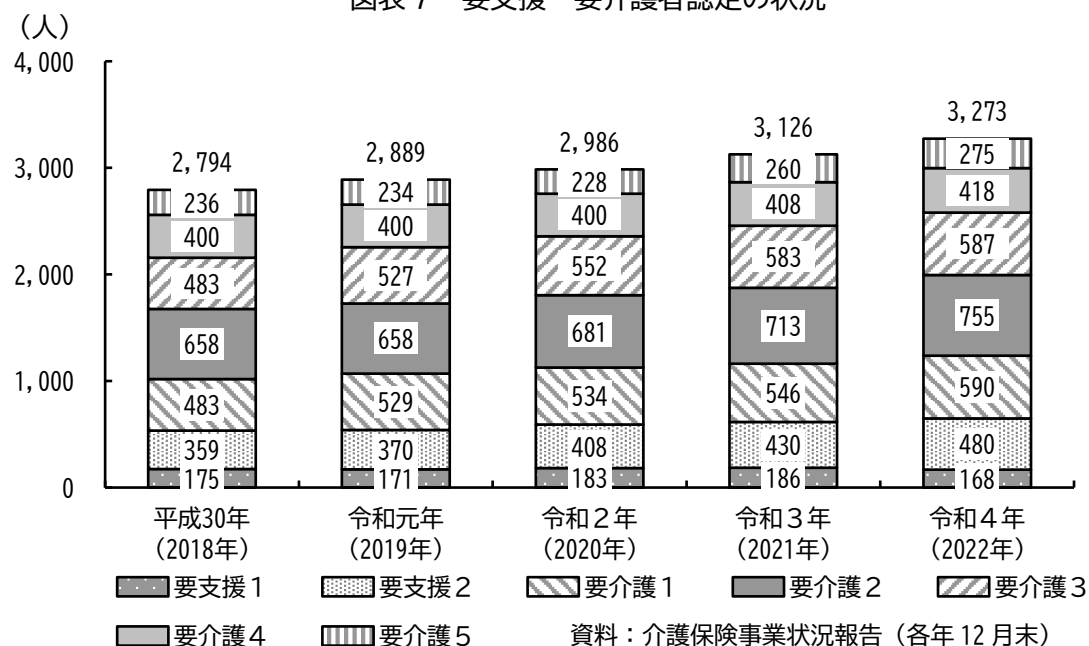
図表6 高齢者世帯数



#### (5) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者は年々、増加傾向にあります。令和3年と令和4年を比較すると、要支援2は50人、要介護1と要介護2は40人以上増加しています。

図表7 要支援・要介護者認定の状況



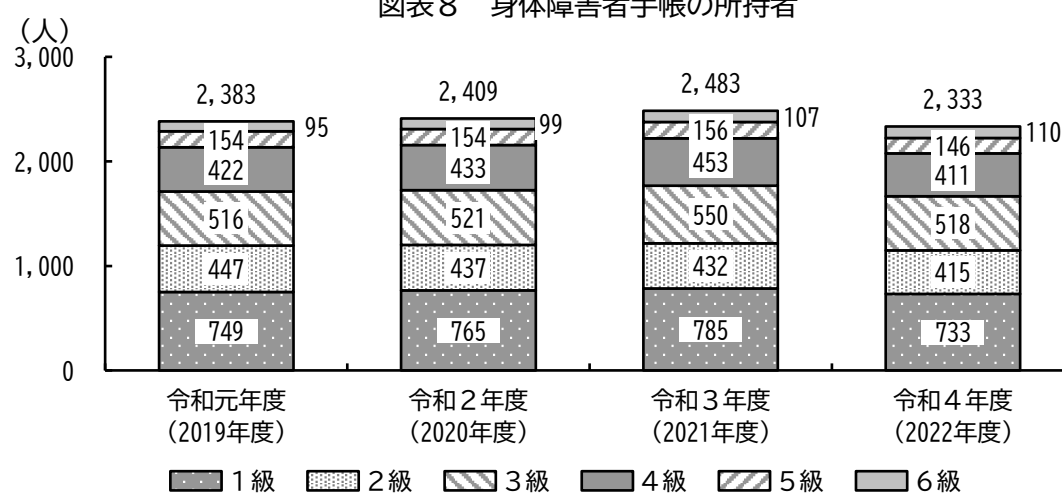
## (6) 障がい者の状況

### ① 身体障害者手帳の所持状況

身体障害者手帳の所持状況は令和3年度までは2,400人前後で推移していましたが、令和4年度では減少し、2,333人となっています。特に、令和3年度から令和4年度にかけて、1級が52人、4級が42人減少しています。

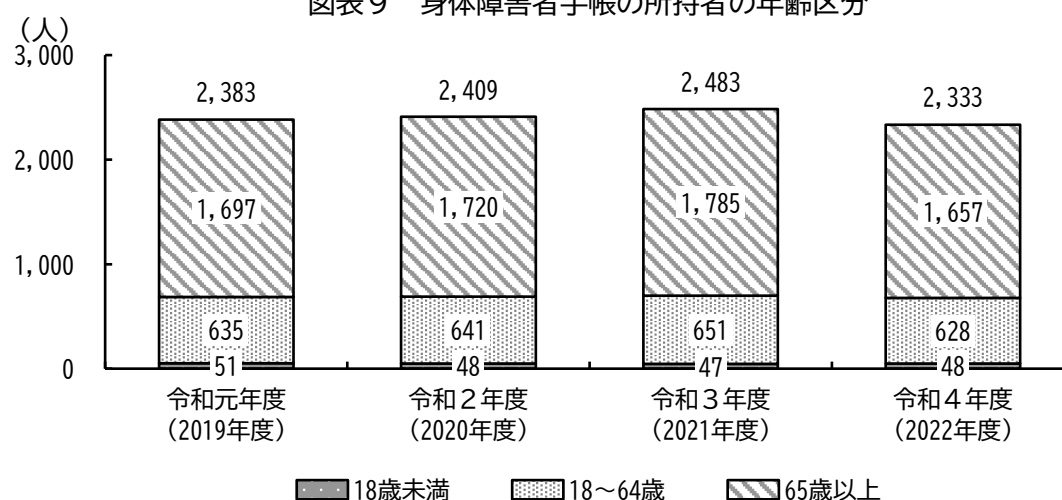
手帳の所持者の年齢については、各年度とも65歳以上が全体の約7割を占めています。

図表8 身体障害者手帳の所持者



資料：羽島市障害者計画（各年度3月31日時点）

図表9 身体障害者手帳の所持者の年齢区分

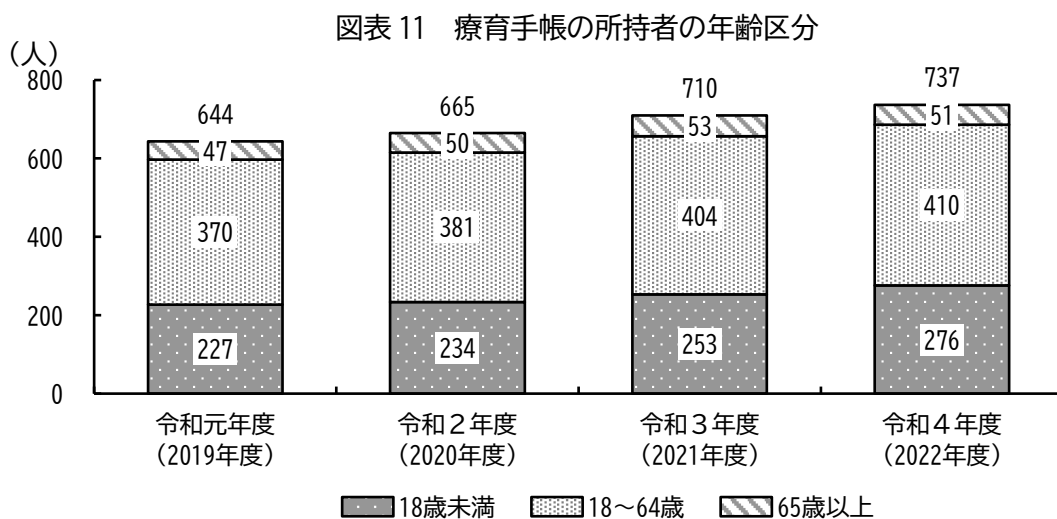
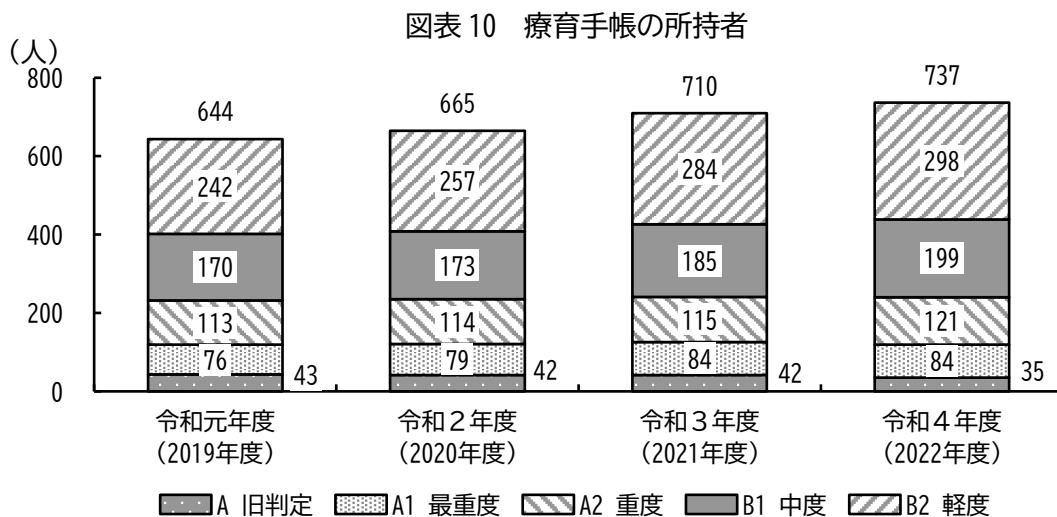


資料：羽島市障害者計画（各年度3月31日時点）

## ② 療育手帳の所持状況

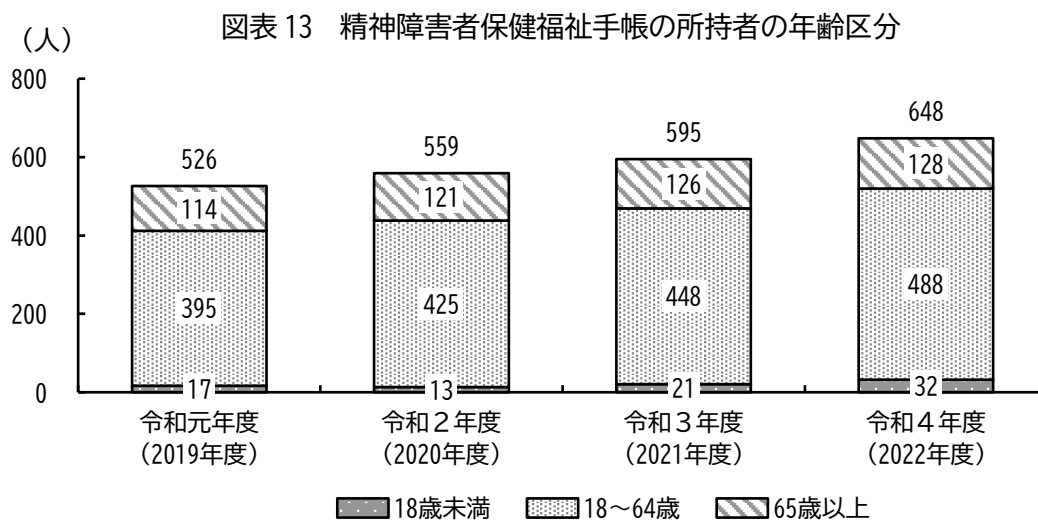
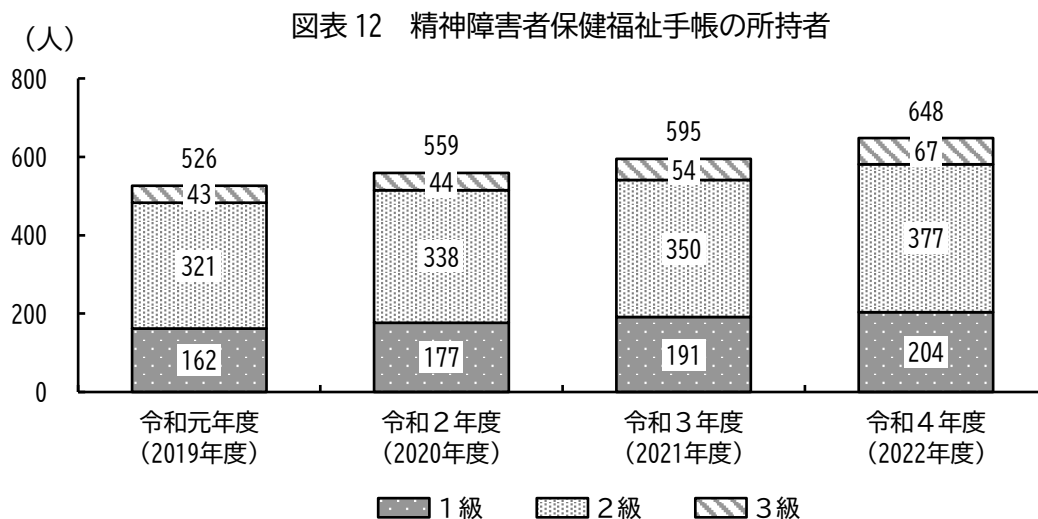
療育手帳の所持状況は、増加傾向にあり、特に令和2年度から3年度にかけて45人と増加人数が大きくなっています。

手帳の所持者の年齢については、18歳未満、18～64歳で増加傾向がみられます。



### ③ 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

精神障害者保健福祉手帳の所持状況はすべての等級で増加傾向にあり、特に2級は令和元年度から令和4年度にかけては56人と大きく増加しています。また、年齢区分別でも、すべての年齢区分で増加傾向です。



## (7) 日常生活自立支援事業の状況

社会福祉協議会が行う判断能力が不十分な方等を支援する日常生活自立支援事業件数については、新規相談・問い合わせ件数が増加傾向にあります。

図表 14 日常生活自立支援事業件数

年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
契約件数	10	11	9	5
新規相談・問い合わせ件数	11	12	15	15
新規契約件数	3	4	3	2
契約終了(解約)件数	1	3	5	6

出典：羽島市社会福祉協議会（各年度3月31日時点）

## (8) 成年後見等開始申立の状況

本市における後見等開始申立件数は、横ばいの傾向にあります。

図表 15 本市における後見等開始申立件数（類型別）

類型	令和元年 (2019年)		令和2年 (2020年)		令和3年 (2021年)		令和4年 (2022年)	
	申立件数	うち市長 申立件数	申立件数	うち市長 申立件数	申立件数	うち市長 申立件数	申立件数	うち市長 申立件数
成年後見	7	1	8	2	6	1	8	2
保佐	0	0	2	0	2	1	1	0
補助	0	0	0	0	0	0	0	0
任意後見	0	—	1	—	0	—	1	—
合計	7	1	11	2	8	2	10	2

出典：岐阜家庭裁判所

## (9) 外国人人口

外国人の人口は平成17年の802人をピークに減少傾向にあったものの、令和2年には増加し、987人となっています。

中国は平成17年の520人をピークに減少し、204人となっています。一方、ベトナムは増加傾向にあり、特に平成27年の74人から令和2年には203人と約2.7倍となっています。

図表 16 外国人人口の内訳

単位：％

項目	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	
外国人人口	404	802	794	729	987	
内 訳	韓国、朝鮮	118	107	122	114	92
	中国	108	520	409	299	204
	東南アジア、南アジア	64	—	—	—	—
	フィリピン	(29)	50	77	77	86
	タイ	—	—	2	—	3
	インドネシア	—	24	9	12	23
	ベトナム	—	3	32	74	203
	インド	—	—	—	1	1
	イギリス	1	—	—	1	12
	アメリカ	2	1	1	4	2
	ブラジル	57	23	9	20	4
	パルー	37	6	22	20	24
	その他	51	—	—	—	17
	その他(無国籍及び 国名「不詳」を含む)	—	68	111	107	316
外国人比率(％)	0.62	1.20	1.18	1.08	1.50	

※平成12年のフィリピンは東南アジア、南アジアに含まれるため( )表記

※平成12年は「その他」に無国籍及び国名「不詳」が含まれていない。

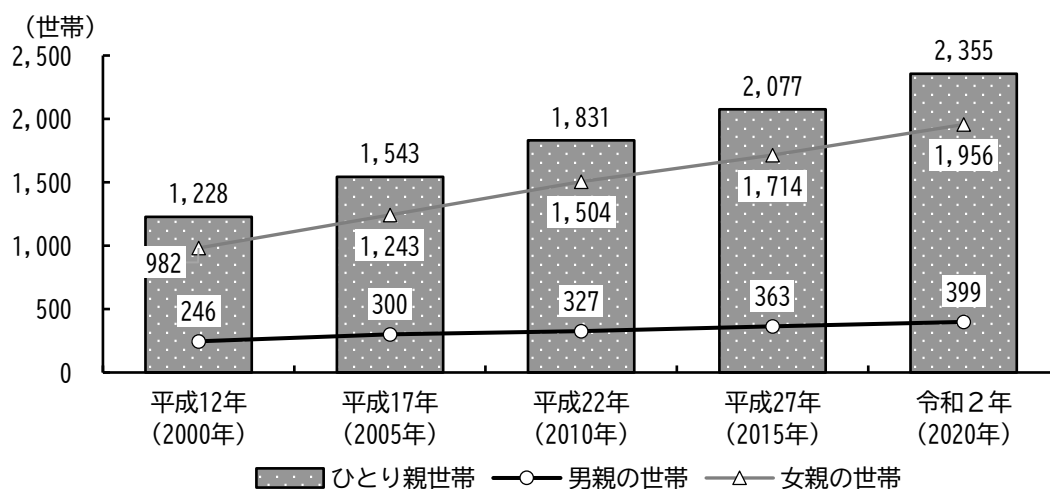
資料：国勢調査(各年10月1日時点)

## (10) 母子・父子世帯、生活保護世帯の状況

母子・父子世帯は、ともに増加傾向となっています。母子世帯については、5年ごとに200世帯以上増加しており、今後も増加することが考えられます。

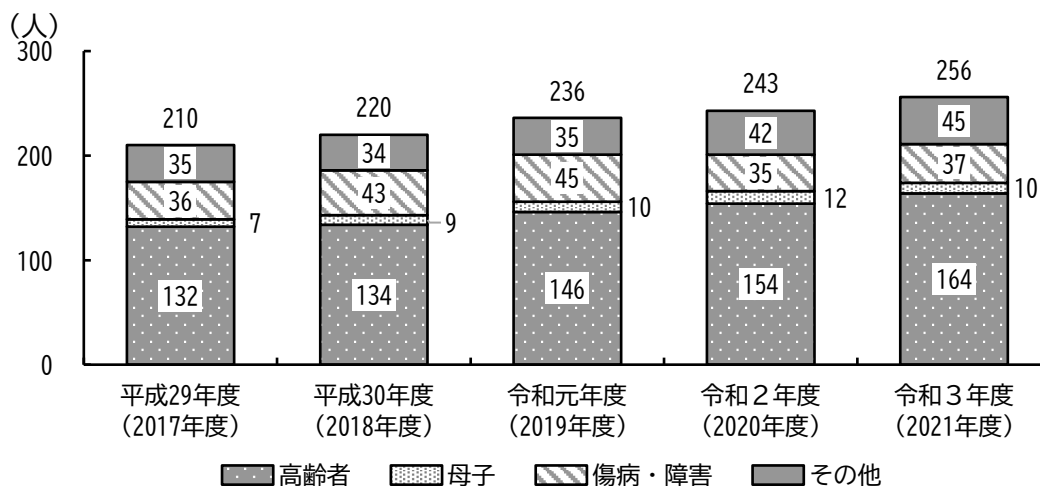
生活保護の世帯は、増加傾向にあり、令和3年度には256世帯となっています。特に高齢者世帯の増加が著しく、高齢者世帯が全体の約6割を占めています。

図表 17 母子・父子世帯の状況



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

図表 18 生活保護世帯の状況



資料：庁内資料（各年度3月時点）

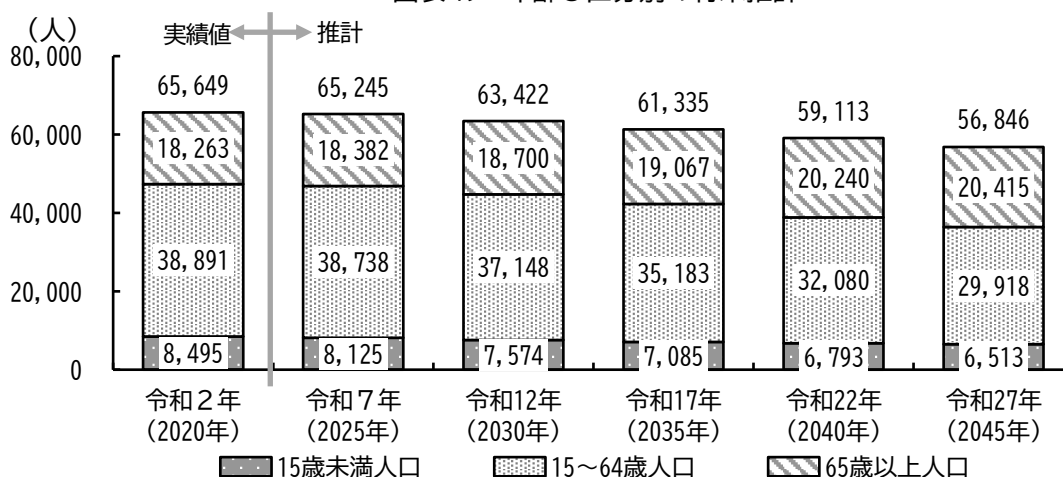


## (11) 人口の将来推計

人口推計をみると、65歳以上人口の増加が続くのに対し、15歳未満人口と15～64歳人口は減少していくことが見込まれます。

2045年の人口割合は、15歳未満人口が11.5%、65歳以上人口が35.9%となっており、少子高齢化が進行していくことがうかがえます。

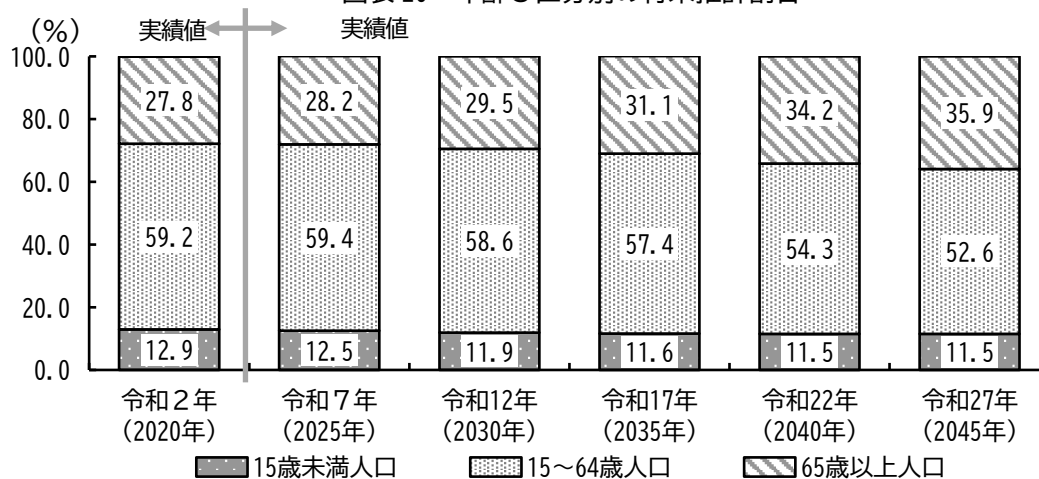
図表 19 年齢3区分別の将来推計



※令和2年は国勢調査（10月1日時点）「年齢不詳」を含む

資料：国立社会保障・人口問題研究所

図表 20 年齢3区分別の将来推計割合



※各区分人口／総人口（「年齢不詳含む」）で割合を算出しているため、合計が100%にならない年がある

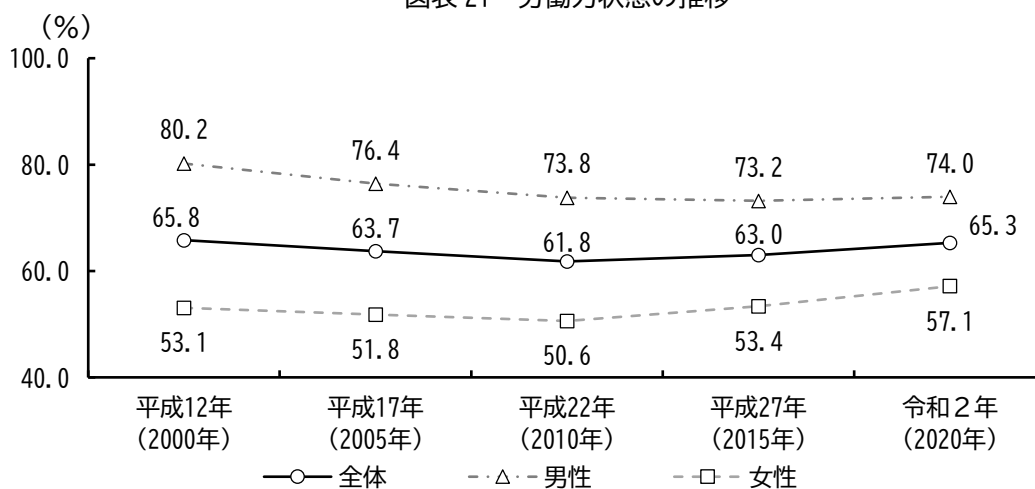
資料：国立社会保障・人口問題研究所

## (12) 労働力状態・高齢者の就業率

労働力状態は、全体では平成22年までは減少傾向にありましたが、その後は上昇し、令和2年は65.3%となっています。

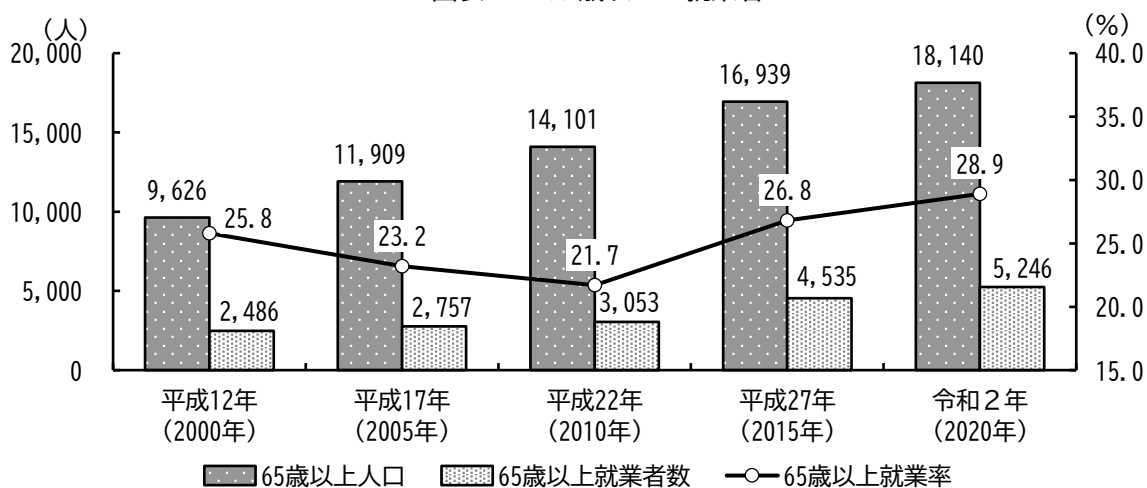
65歳以上の就業者数は増加しており、平成12年では2,486人でしたが、令和2年には約2倍の5,246人となっています。就業率は平成22年まで減少傾向にあり、21.7%まで落ち込みましたが、その後増加に転じ、令和2年には28.9%となっています。

図表 21 労働力状態の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

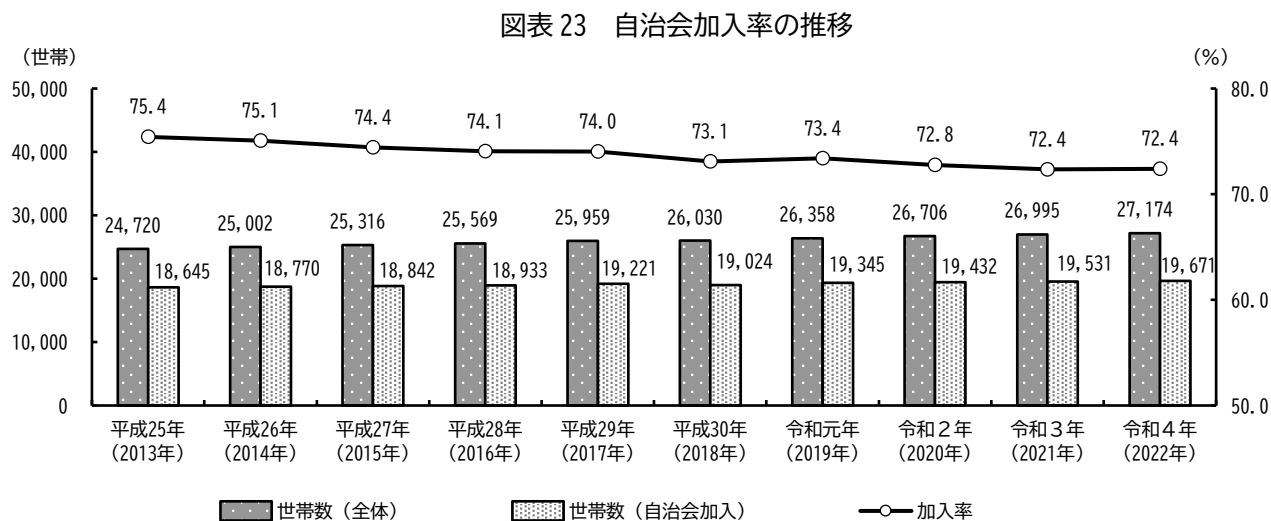
図表 22 65歳以上の就業者



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

### (13) 自治会加入率

自治会加入率の推移をみると、平成25年には75.4%でしたが、その後は減少が続いており、令和4年では72.4%となっています。これは令和4年の世帯数の増加率が平成25年と比較して9.9%であるのに対し、自治会に加入した世帯の増加率は5.5%と伸び悩んでいるためです。



資料：庁内資料（各年4月1日時点）

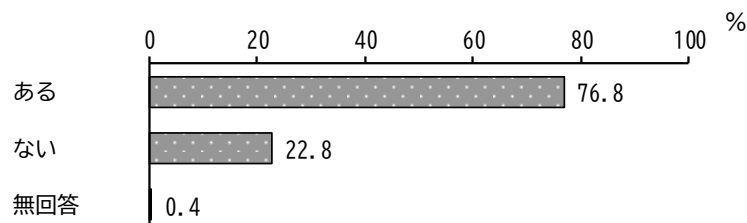
## 2 アンケート調査の結果

### ① 近所付き合い（隣近所）について

#### ア 近所付き合いの有無

「ある」の割合が76.8%、「ない」の割合が22.8%となっています。

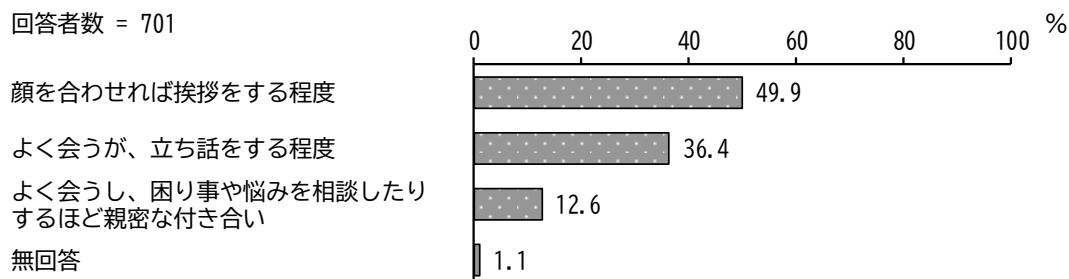
回答者数 = 913



#### イ 近所付き合いの程度

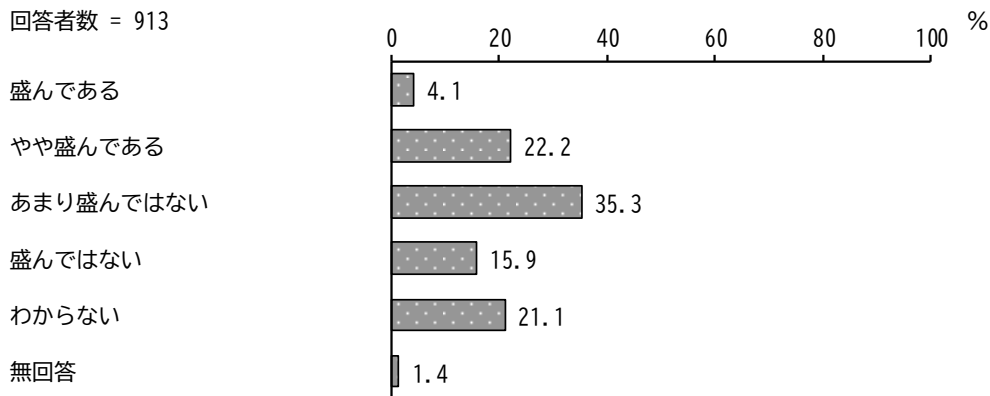
「顔を合わせれば挨拶をする程度」の割合が49.9%と最も高く、次いで「よく会うが、立ち話をする程度」の割合が36.4%、「よく会うし、困り事や悩みを相談したりするほど親密な付き合い」の割合が12.6%となっています。

回答者数 = 701



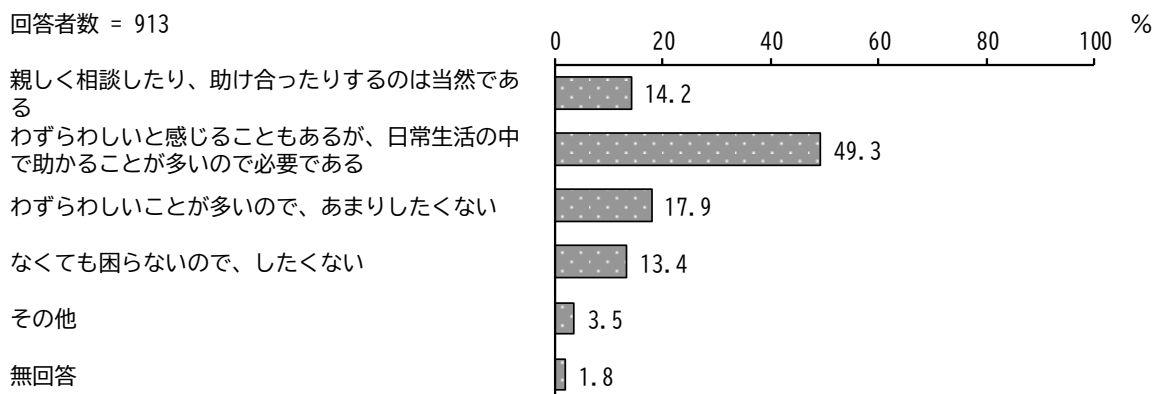
## ウ 近所付き合いの盛ん度合い

「あまり盛んではない」の割合が35.3%と最も高く、次いで「やや盛んである」の割合が22.2%、「わからない」の割合が21.1%となっています。



## エ 近所付き合いに関する考え方

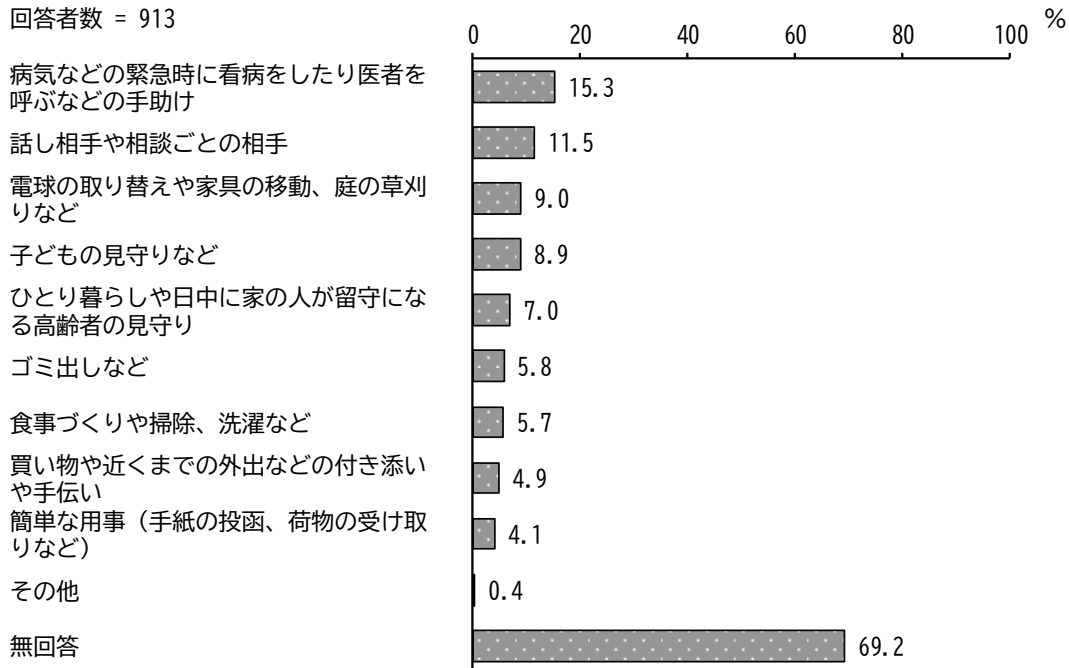
「わずらわしいと感じることもあるが、日常生活の中で助かることが多いので必要である」の割合が49.3%と最も高く、次いで「わずらわしいことが多いので、あまりしたくない」の割合が17.9%、「親しく相談したり、助け合ったりするのは当然である」の割合が14.2%となっています。



## オ 近所付き合いの中で、手助けしてほしいこと

「病気などの緊急時に看病をしたり医者を呼ぶなどの手助け」の割合が15.3%と最も高く、次いで「話し相手や相談ごとの相手」の割合が11.5%となっています。

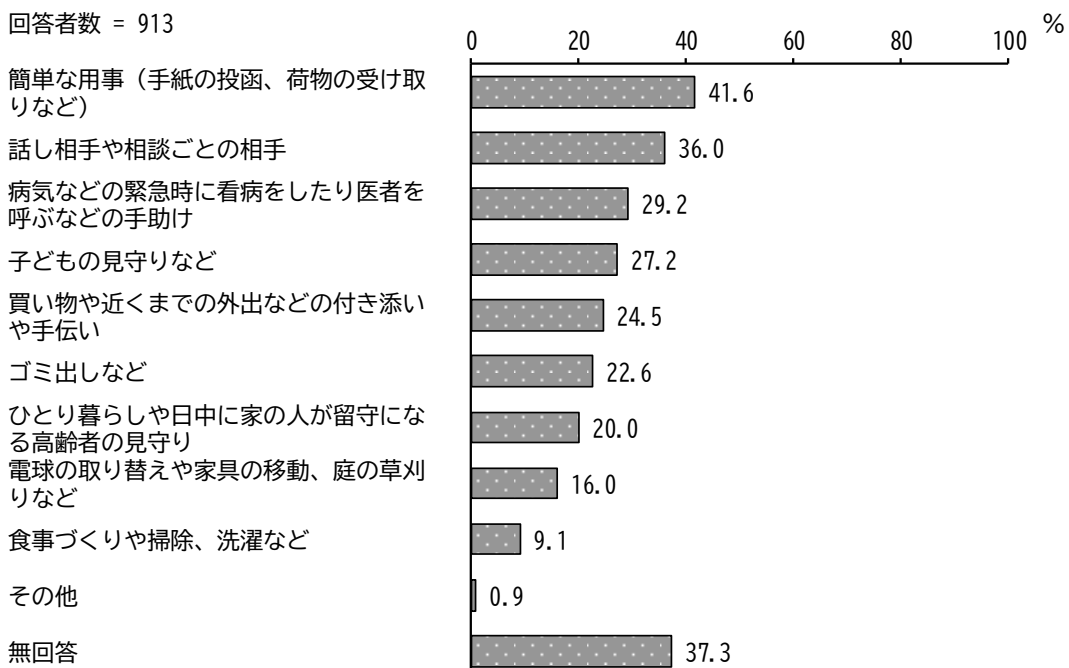
回答者数 = 913



## カ 近所付き合いの中で、手助けできること

「簡単な用事 (手紙の投函、荷物の受け取りなど)」の割合が41.6%と最も高く、次いで「話し相手や相談ごとの相手」の割合が36.0%、「病気などの緊急時に看病をしたり医者を呼ぶなどの手助け」の割合が29.2%となっています。

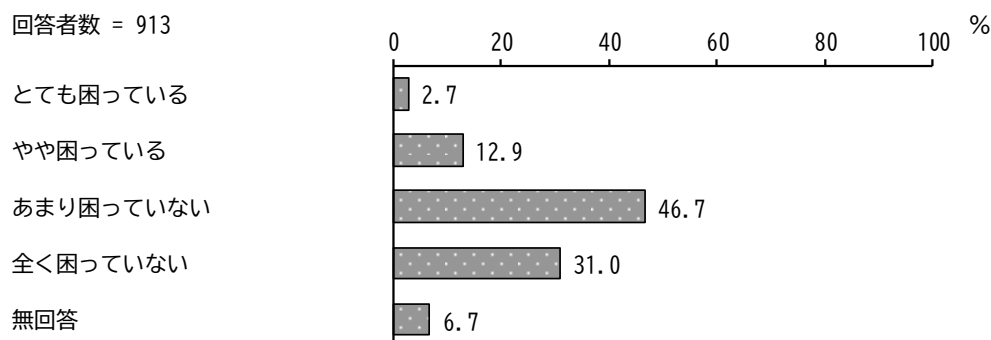
回答者数 = 913



## ② 暮らしの困りごとについて

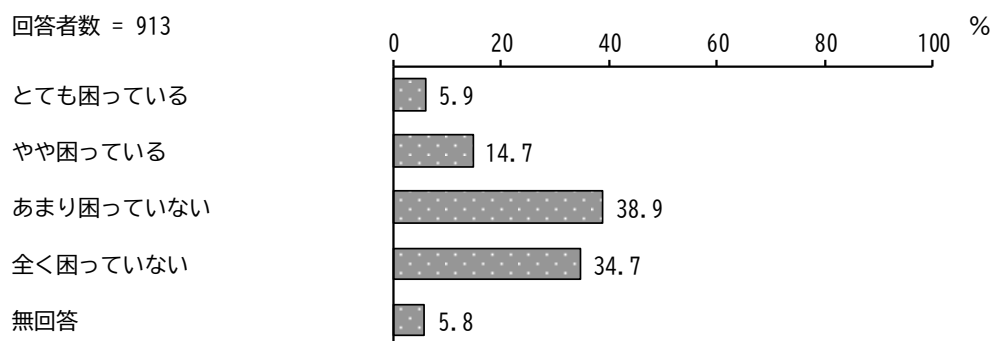
### ア 地域防災（地震・水害）での困りごとや不安の有無

「とても困っている」と「やや困っている」を合わせた“困っている”の割合が15.6%、「あまり困っていない」と「全く困っていない」を合わせた“困っていない”の割合が77.7%となっています。



### イ 公共交通・移動手段での困りごとや不安の有無

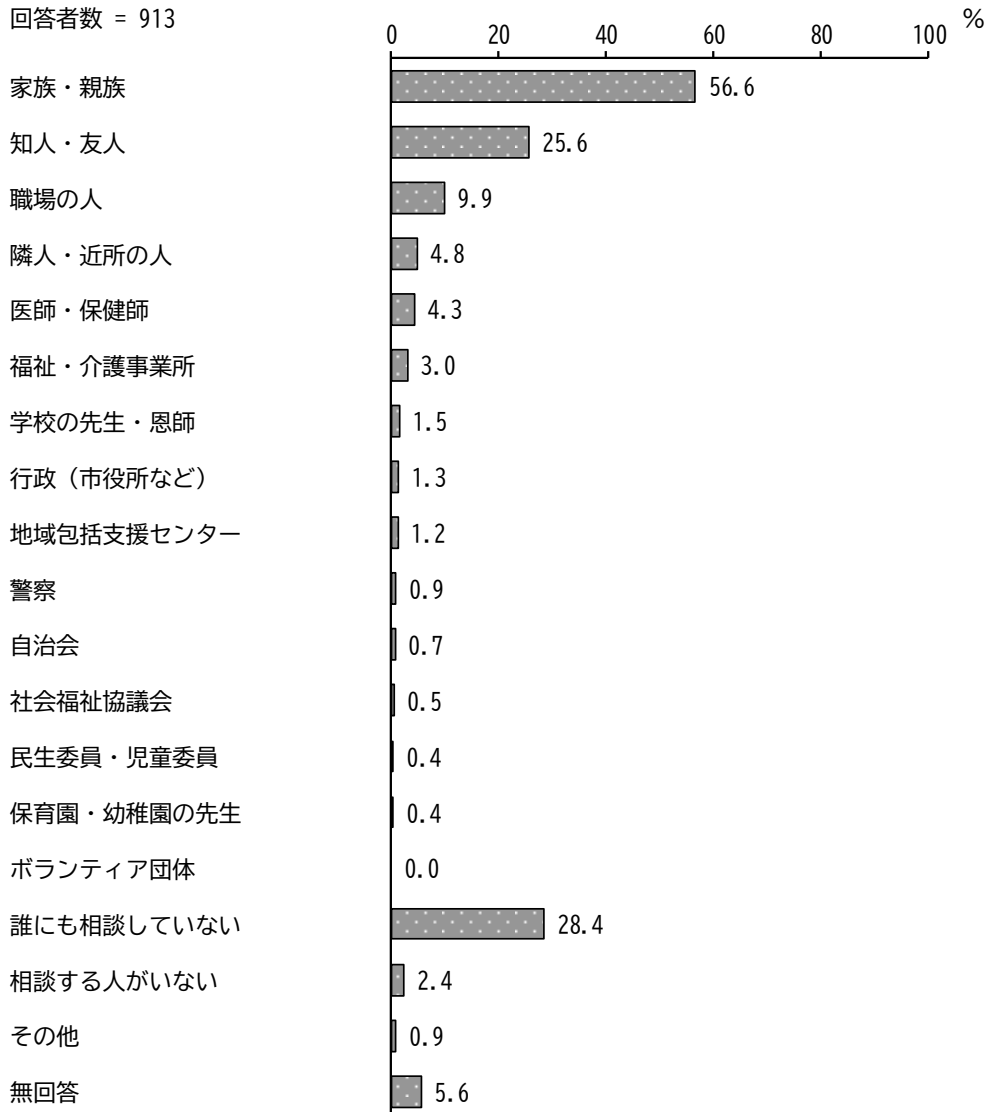
「とても困っている」と「やや困っている」を合わせた“困っている”の割合が20.6%、「あまり困っていない」と「全く困っていない」を合わせた“困っていない”の割合が73.6%となっています。



## ウ 暮らしの困りごとや不安の相談先

「家族・親族」の割合が56.6%と最も高く、次いで「誰にも相談していない」の割合が28.4%、「知人・友人」の割合が25.6%となっています。

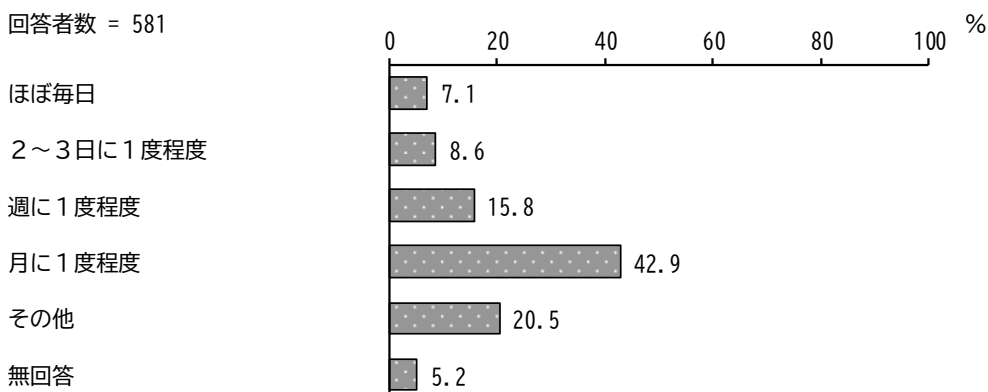
回答者数 = 913



## エ 相談する回数

「月に1度程度」の割合が42.9%と最も高く、次いで「週に1度程度」の割合が15.8%となっています。

回答者数 = 581



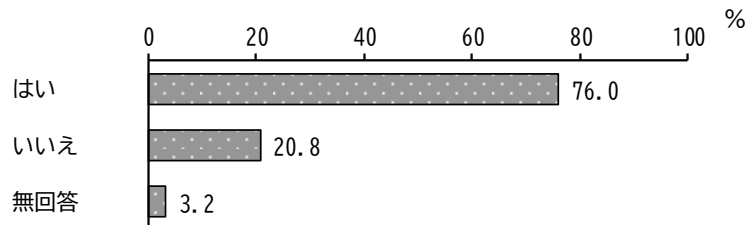


### ③ 災害時の助け合いについて

#### ア 災害時の避難場所を知っているか

「はい」の割合が76.0%、「いいえ」の割合が20.8%となっています。

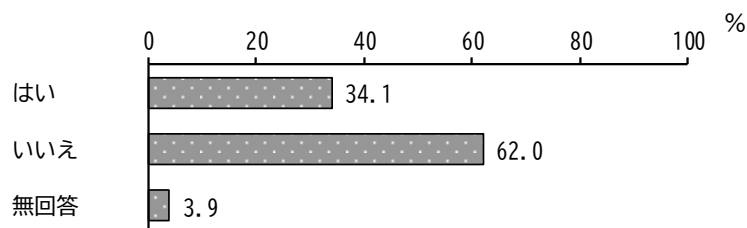
回答者数 = 913



#### イ 災害時の家族や身内との連絡方法の取り決めをしているか

「はい」の割合が34.1%、「いいえ」の割合が62.0%となっています。

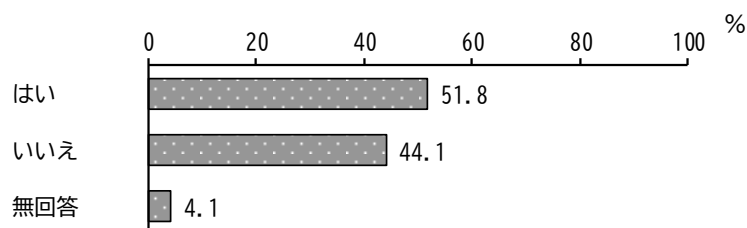
回答者数 = 913



#### ウ 緊急時の避難所への誘導など、隣近所による手助けの必要性を感じているか

「はい」の割合が51.8%、「いいえ」の割合が44.1%となっています。

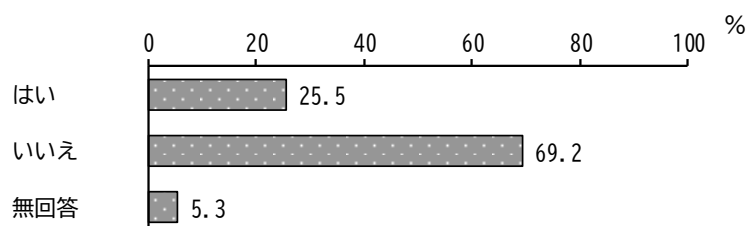
回答者数 = 913



#### エ 隣近所で、自力で避難することが困難だと思われる人を知っているか

「はい」の割合が25.5%、「いいえ」の割合が69.2%となっています。

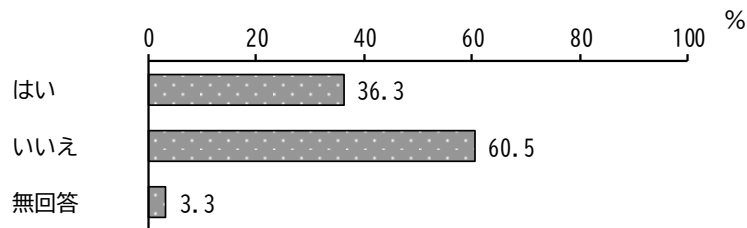
回答者数 = 913



### オ 市の総合防災訓練に参加したことがある

「はい」の割合が36.3%、「いいえ」の割合が60.5%となっています。

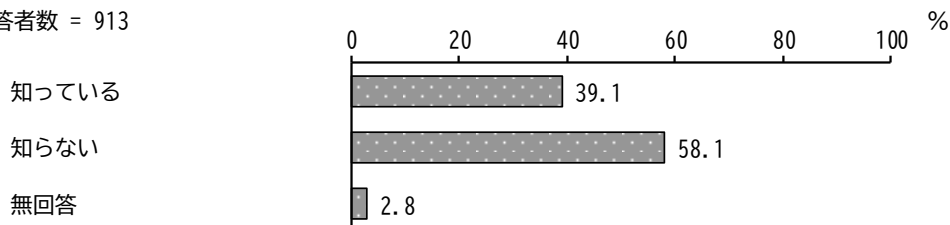
回答者数 = 913



### カ 地域の自主防災組織があることの認知度

「知っている」の割合が39.1%、「知らない」の割合が58.1%となっています。

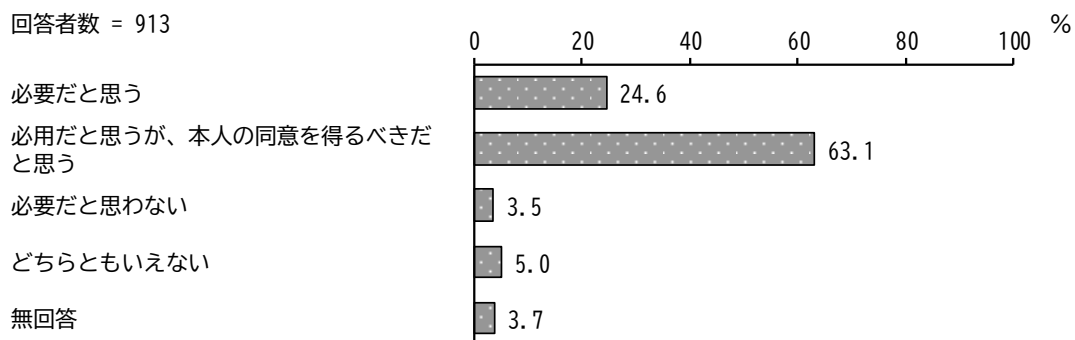
回答者数 = 913



### キ 地域で必要最低限の個人情報管理・共有することの必要性

「必要だと思うが、本人の同意を得るべきだと思う」の割合が63.1%と最も高く、次いで「必要だと思う」の割合が24.6%となっています。

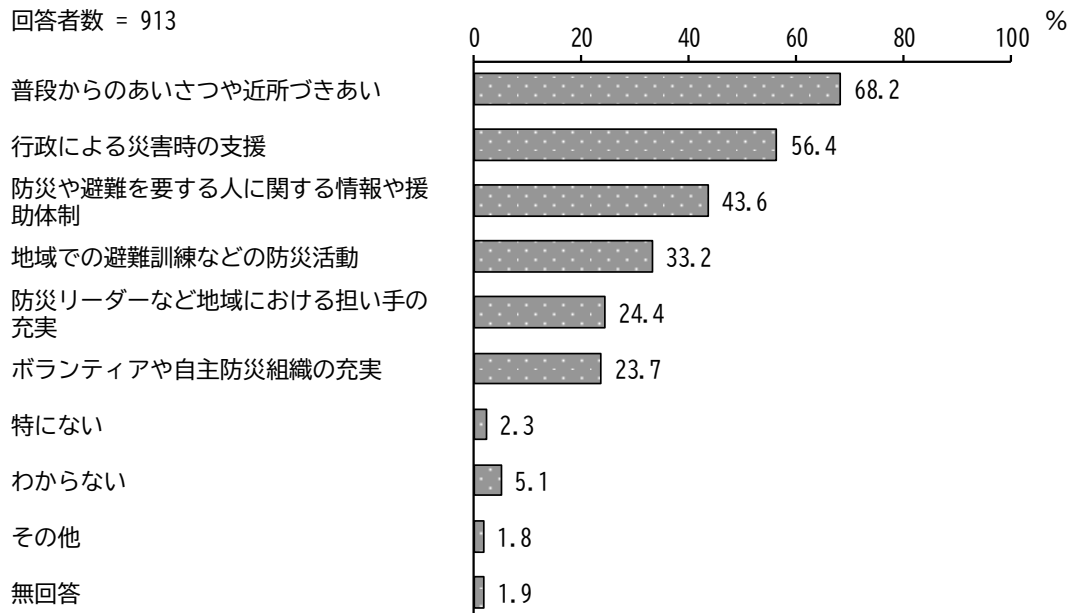
回答者数 = 913



## ク 災害時の助け合いで必要だと思うこと

「普段からのあいさつや近所づきあい」の割合が68.2%と最も高く、次いで「行政による災害時の支援」の割合が56.4%、「防災や避難を要する人に関する情報や援助体制」の割合が43.6%となっています。

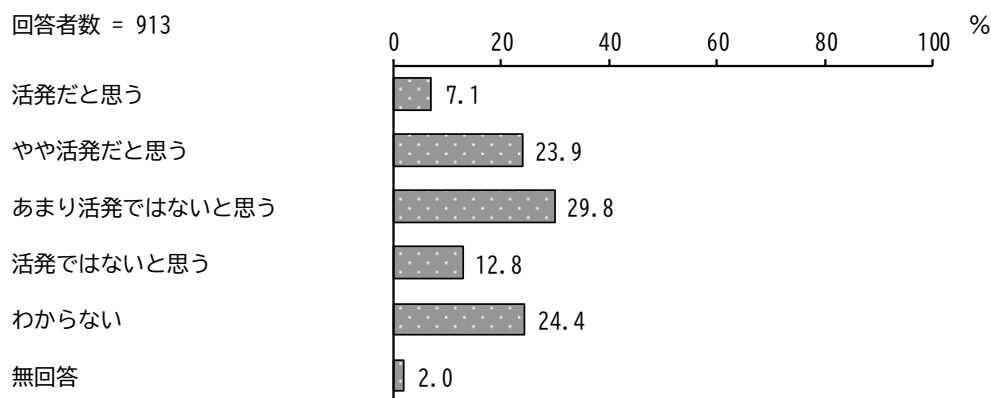
回答者数 = 913



#### ④ 地域活動について

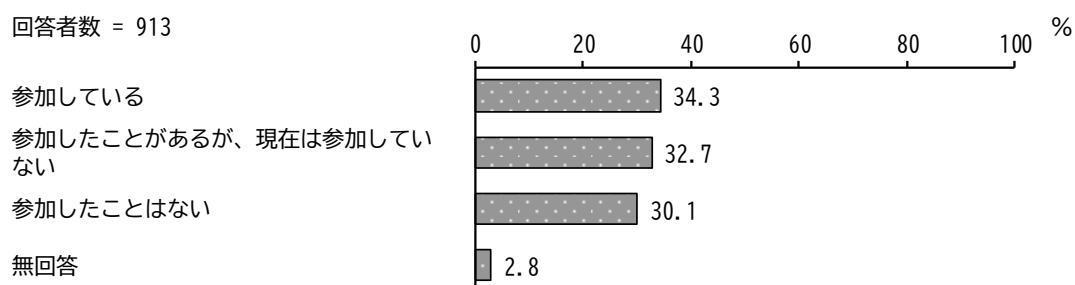
##### ア 地域での行事や活動の活発性

「あまり活発ではないと思う」の割合が29.8%と最も高く、次いで「わからない」の割合が24.4%、「やや活発だと思う」の割合が23.9%となっています。



##### イ 地域での活動の参加状況

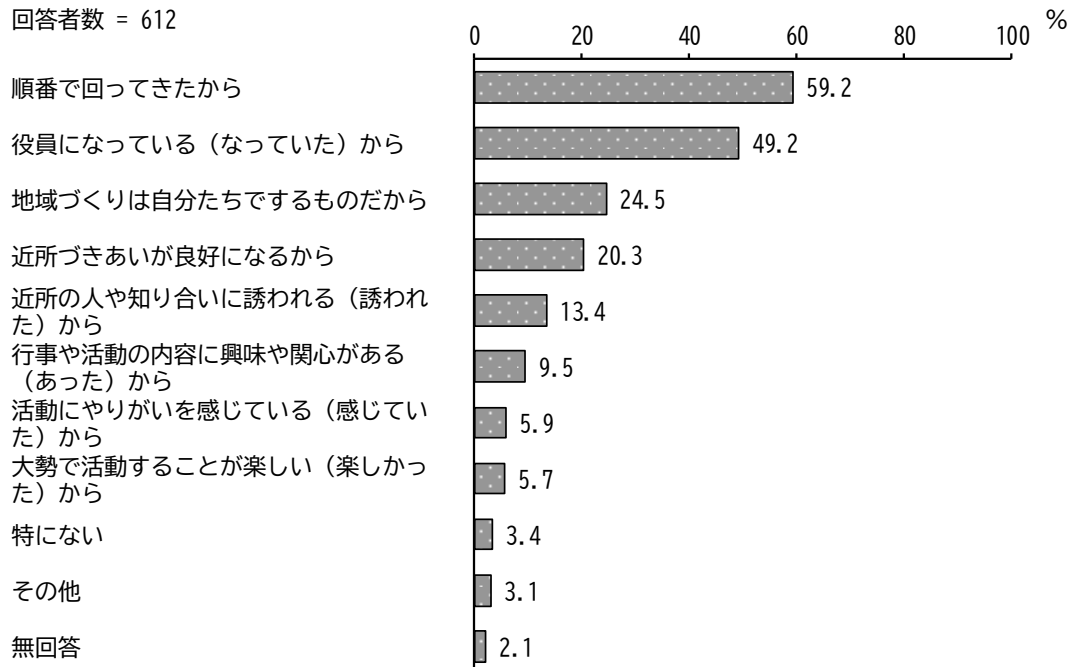
「参加している」の割合が34.3%と最も高く、次いで「参加したことがあるが、現在は参加していない」の割合が32.7%、「参加したことはない」の割合が30.1%となっています。



## ウ 参加している（参加していた）主な理由

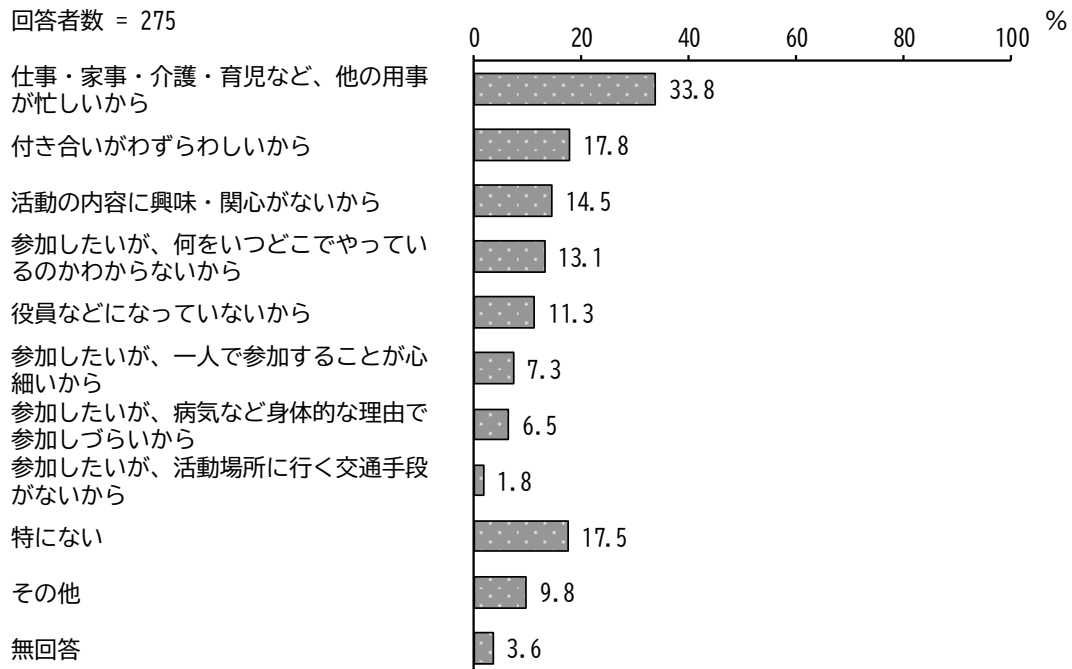
「順番で回ってきたから」の割合が59.2%と最も高く、次いで「役員になっている（なっていた）から」の割合が49.2%、「地域づくりは自分たちでするものだから」の割合が24.5%となっています。

回答者数 = 612



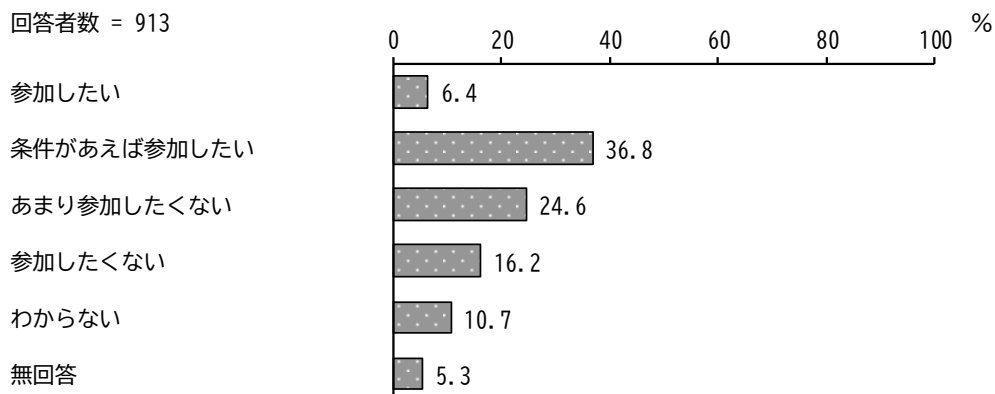
## エ 参加していない理由

「仕事・家事・介護・育児など、他の用事が忙しいから」の割合が33.8%と最も高く、次いで「付き合いがわずらわしいから」の割合が17.8%、「特にない」の割合が17.5%となっています。



## オ 地域での活動への参加意向

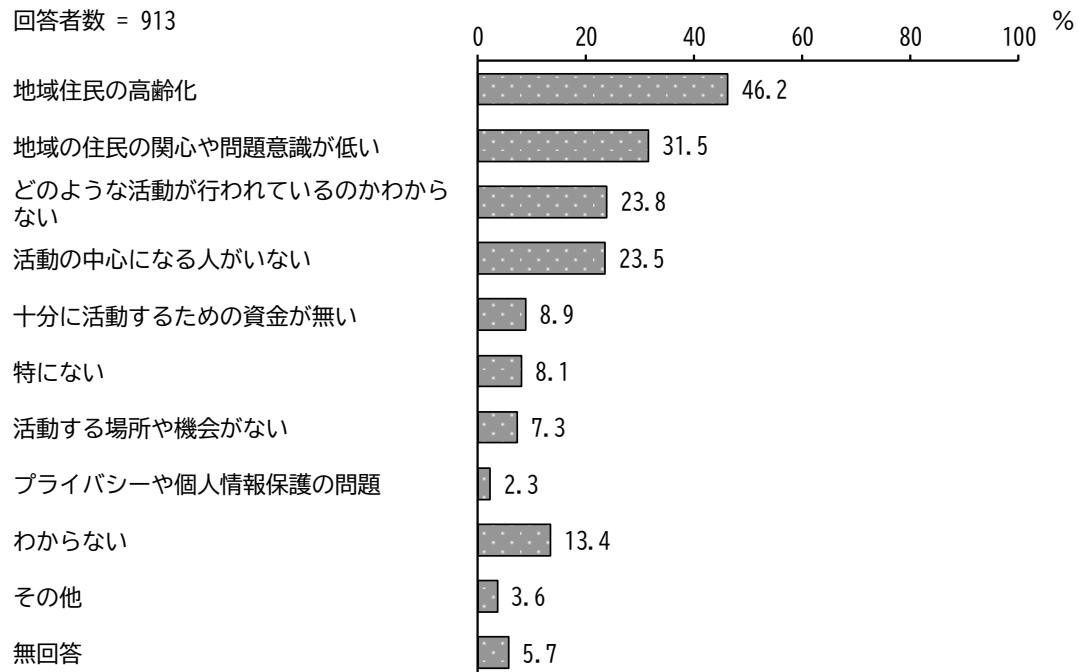
「条件があれば参加したい」の割合が36.8%と最も高く、次いで「あまり参加したくない」の割合が24.6%、「参加したくない」の割合が16.2%となっています。



## カ 地域での行事や活動を活発にするにあたっての問題点

「地域住民の高齢化」の割合が46.2%と最も高く、次いで「地域の住民の関心や問題意識が低い」の割合が31.5%、「どのような活動が行われているのかわからない」の割合が23.8%となっています。

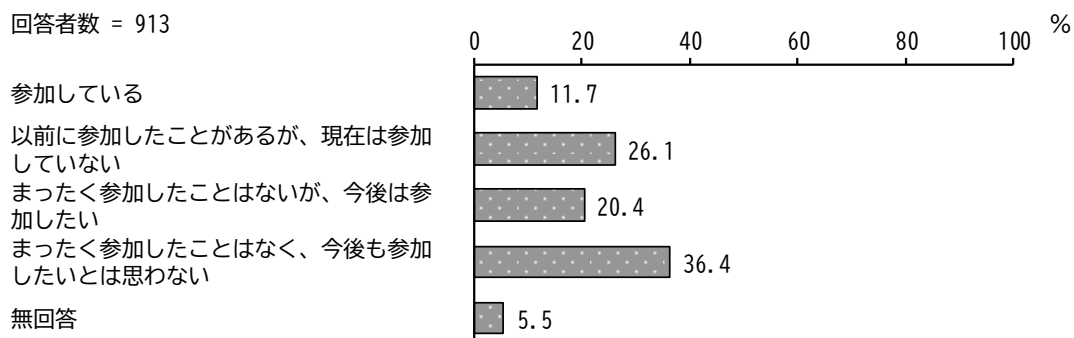
回答者数 = 913



## ⑤ ボランティア活動について

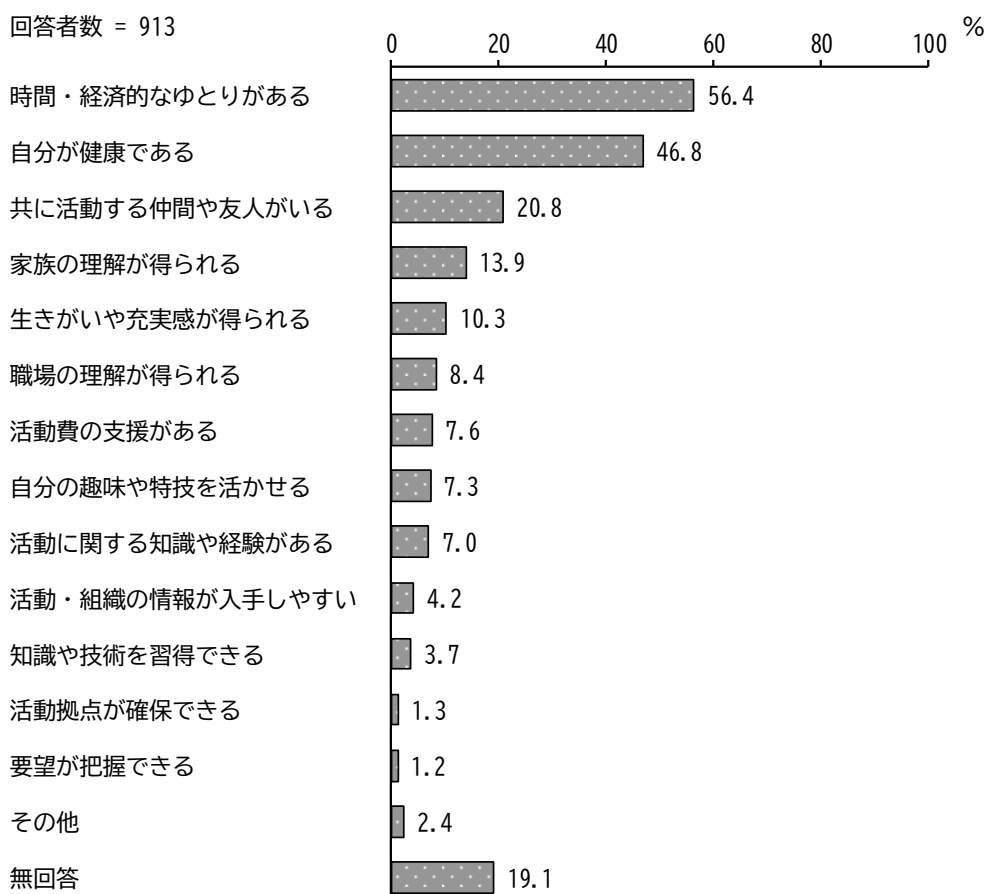
### ア ボランティア活動への参加状況

「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」の割合が36.4%と最も高く、次いで「以前に参加したことがあるが、現在は参加していない」の割合が26.1%、「まったく参加したことはないが、今後は参加したい」の割合が20.4%となっています。



### イ ボランティア活動の継続や新規参加に必要な条件

「時間・経済的なゆとりがある」の割合が56.4%と最も高く、次いで「自分が健康である」の割合が46.8%、「共に活動する仲間や友人がいる」の割合が20.8%となっています。



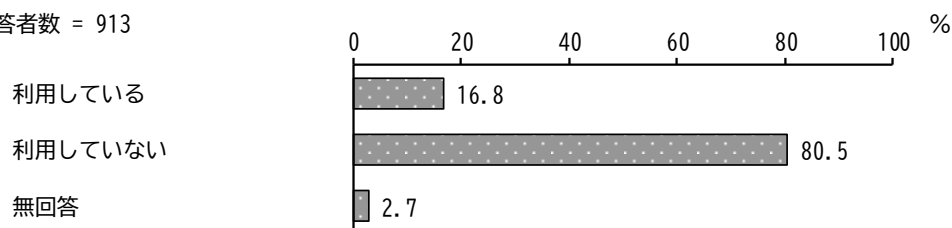


## ⑥ 福祉のサービスについて

### ア 福祉のサービスの利用状況

「利用している」の割合が16.8%、「利用していない」の割合が80.5%となっています。

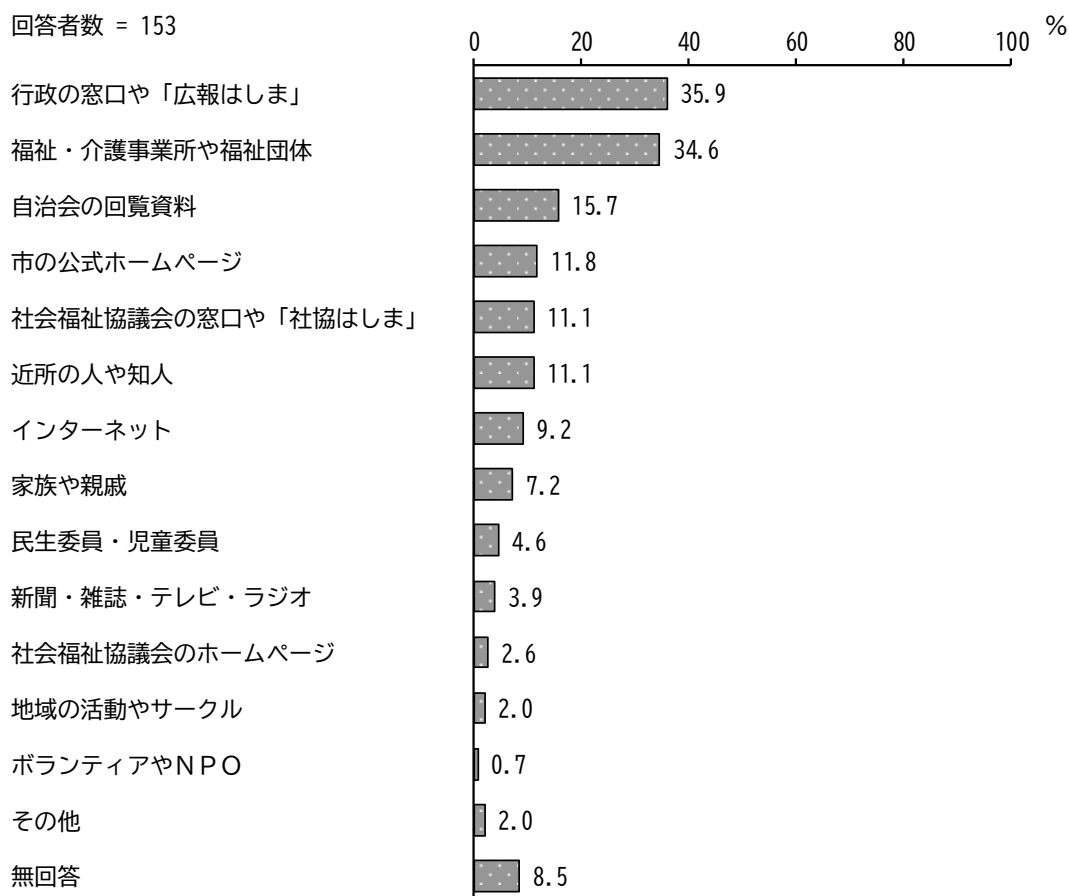
回答者数 = 913



### イ 必要な情報の入手先

「行政の窓口や「広報はしま」」の割合が35.9%と最も高く、次いで「福祉・介護事業所や福祉団体」の割合が34.6%、「自治会の回覧資料」の割合が15.7%となっています。

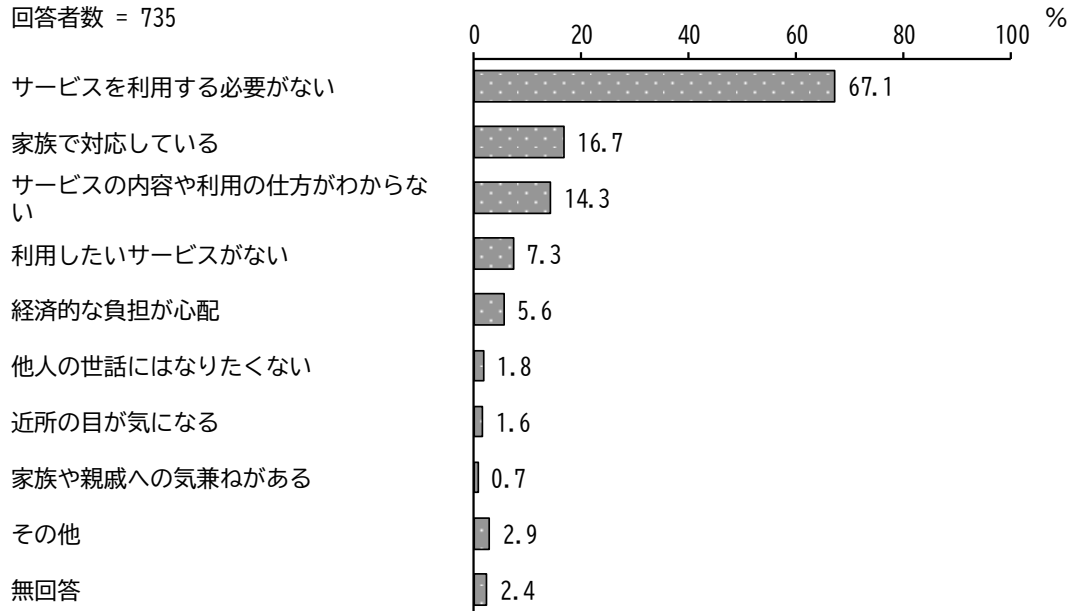
回答者数 = 153



## ウ 福祉のサービスを利用していない理由

「サービスを利用する必要がない」の割合が67.1%と最も高く、次いで「家族で対応している」の割合が16.7%、「サービスの内容や利用の仕方がわからない」の割合が14.3%となっています。

回答者数 = 735



## エ 福祉のサービスに対しての所感

『高齢者に対する福祉サービスが充実している』で「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が高くなっています。また、『子育て支援や子どもの健全育成に対する支援が充実している』『健康づくりに関する支援が充実している』で「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”の割合が高くなっています。

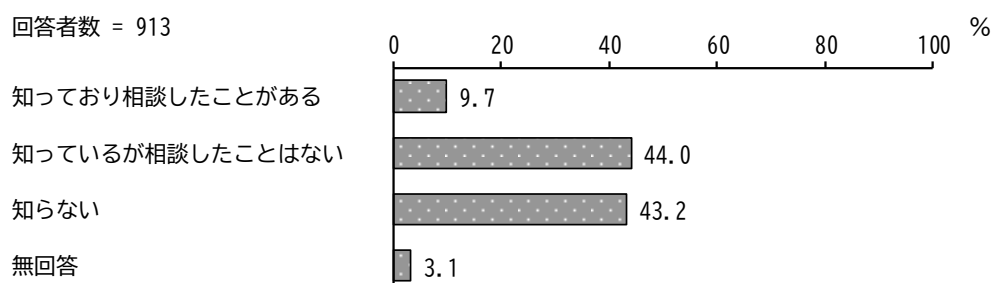
単位：％

区分	回答者数 (件)	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	無回答
高齢者に対する福祉サービスが充実している	913	4.5	20.0	13.1	6.5	49.6	6.2
子育て支援や子どもの健全育成に対する支援が充実している	913	1.1	19.5	16.9	8.1	46.1	8.3
健康づくりに関する支援が充実している	913	2.7	20.4	16.6	7.4	45.2	7.6
障がいのある人に対する福祉サービスが充実している	913	3.4	15.2	12.3	6.8	55.3	7.0
生活困窮や就労促進に対する支援が充実している	913	1.4	8.9	13.6	7.8	60.2	8.1
高齢者、子ども、障がい、生活困窮等、様々な福祉に関する相談窓口が充実している	913	2.3	14.3	11.5	7.6	57.2	7.1

## オ 福祉や保健に関する相談窓口の認知度

「知っているが相談したことはない」の割合が44.0%と最も高く、次いで「知らない」の割合が43.2%となっています。

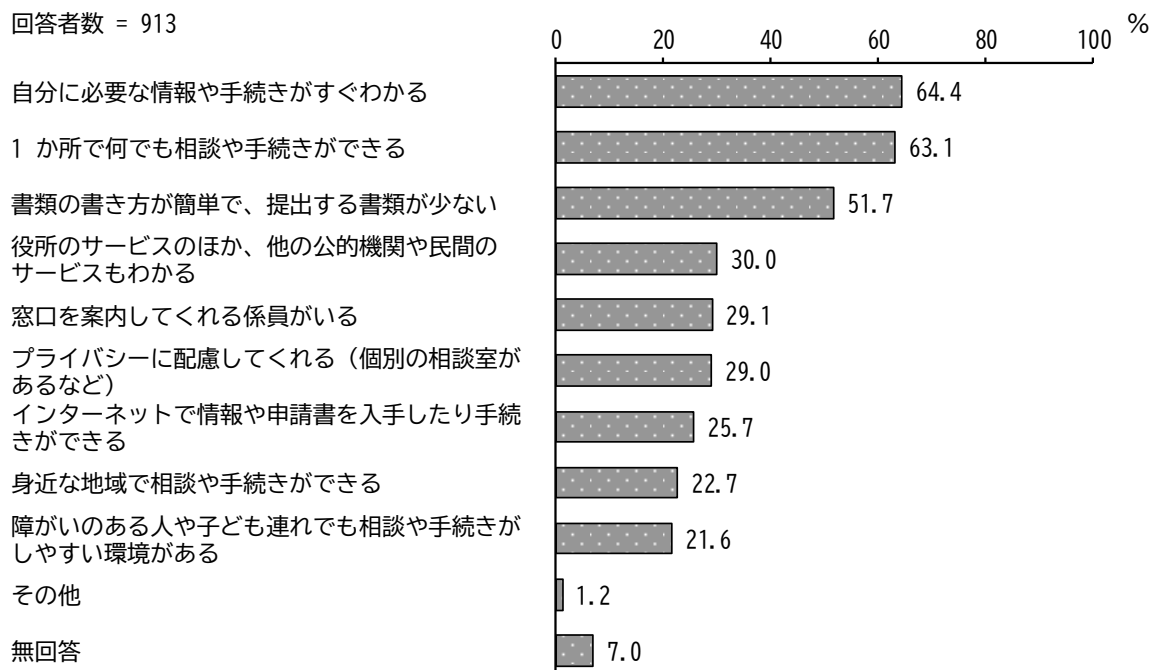
回答者数 = 913



## カ 利用に際して窓口へ希望すること

「自分に必要な情報や手続きがすぐわかる」の割合が64.4%と最も高く、次いで「1か所で何でも相談や手続きができる」の割合が63.1%、「書類の書き方が簡単で、提出する書類が少ない」の割合が51.7%となっています。

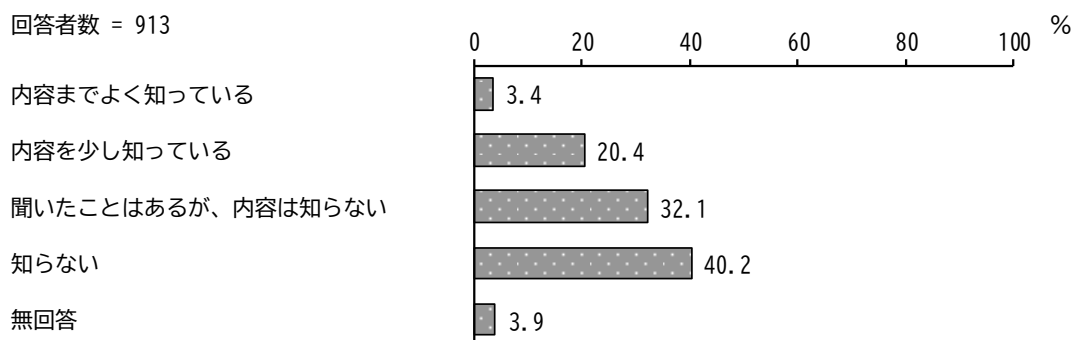
回答者数 = 913



## ⑦ 近年の社会的な課題について

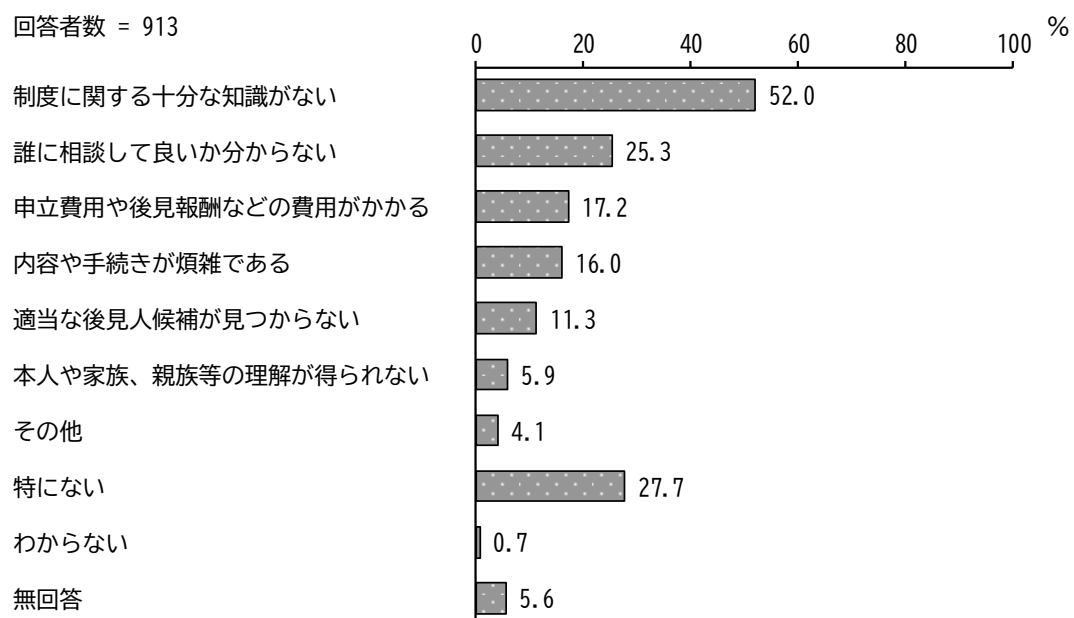
### ア 「日常生活自立支援事業」・「成年後見制度」の認知度

「知らない」の割合が40.2%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合が32.1%、「内容を少し知っている」の割合が20.4%となっています。



### イ 成年後見制度の利用促進に向けての課題

「制度に関する十分な知識がない」の割合が52.0%と最も高く、次いで「特にない」の割合が27.7%、「誰に相談して良いか分からない」の割合が25.3%となっています。

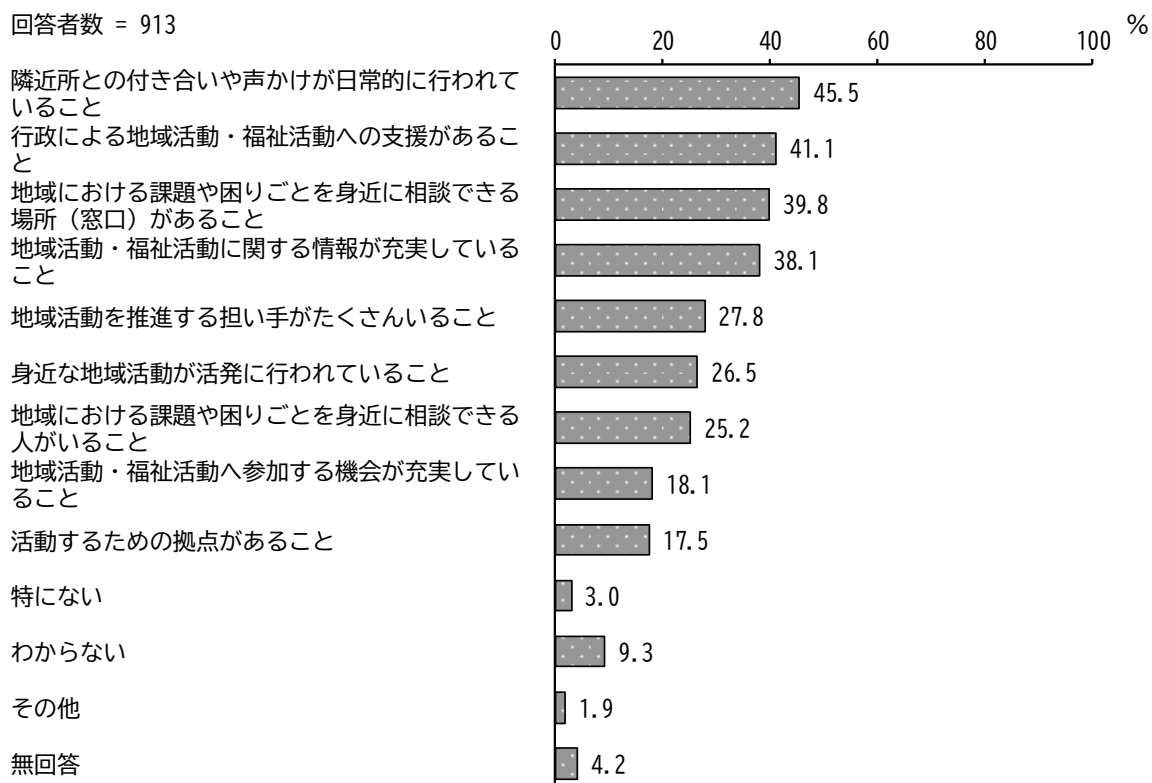


## ⑧ これからの地域福祉のあり方について

### ア 身近な地域で住民が助け合い、支えあうために大切なこと

「隣近所との付き合いや声かけが日常的に行われていること」の割合が45.5%と最も高く、次いで「行政による地域活動・福祉活動への支援があること」の割合が41.1%、「地域における課題や困りごとを身近に相談できる場所（窓口）があること」の割合が39.8%となっています。

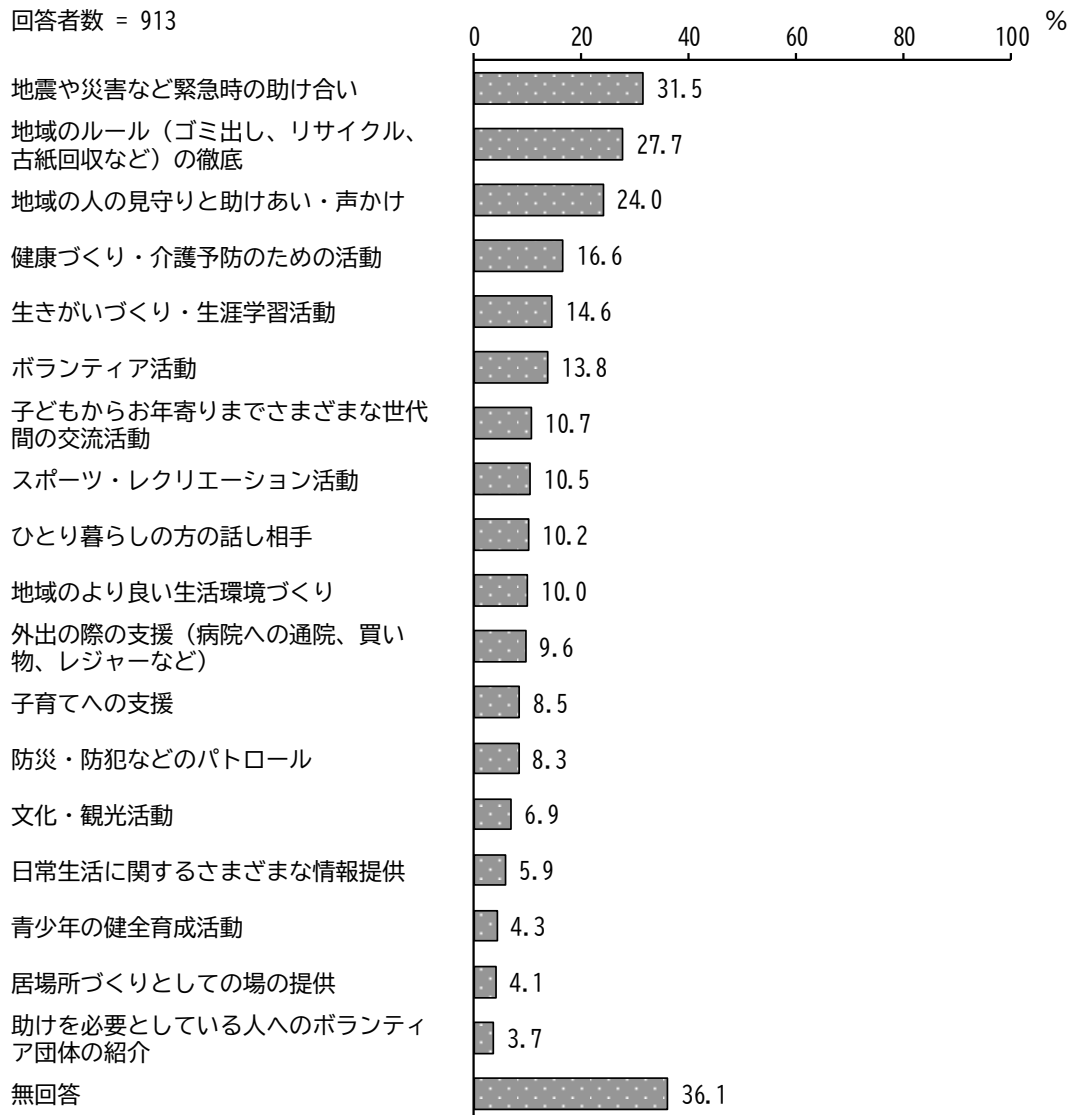
回答者数 = 913



## イ 地域福祉の推進のため、自分自身で取り組みたい活動

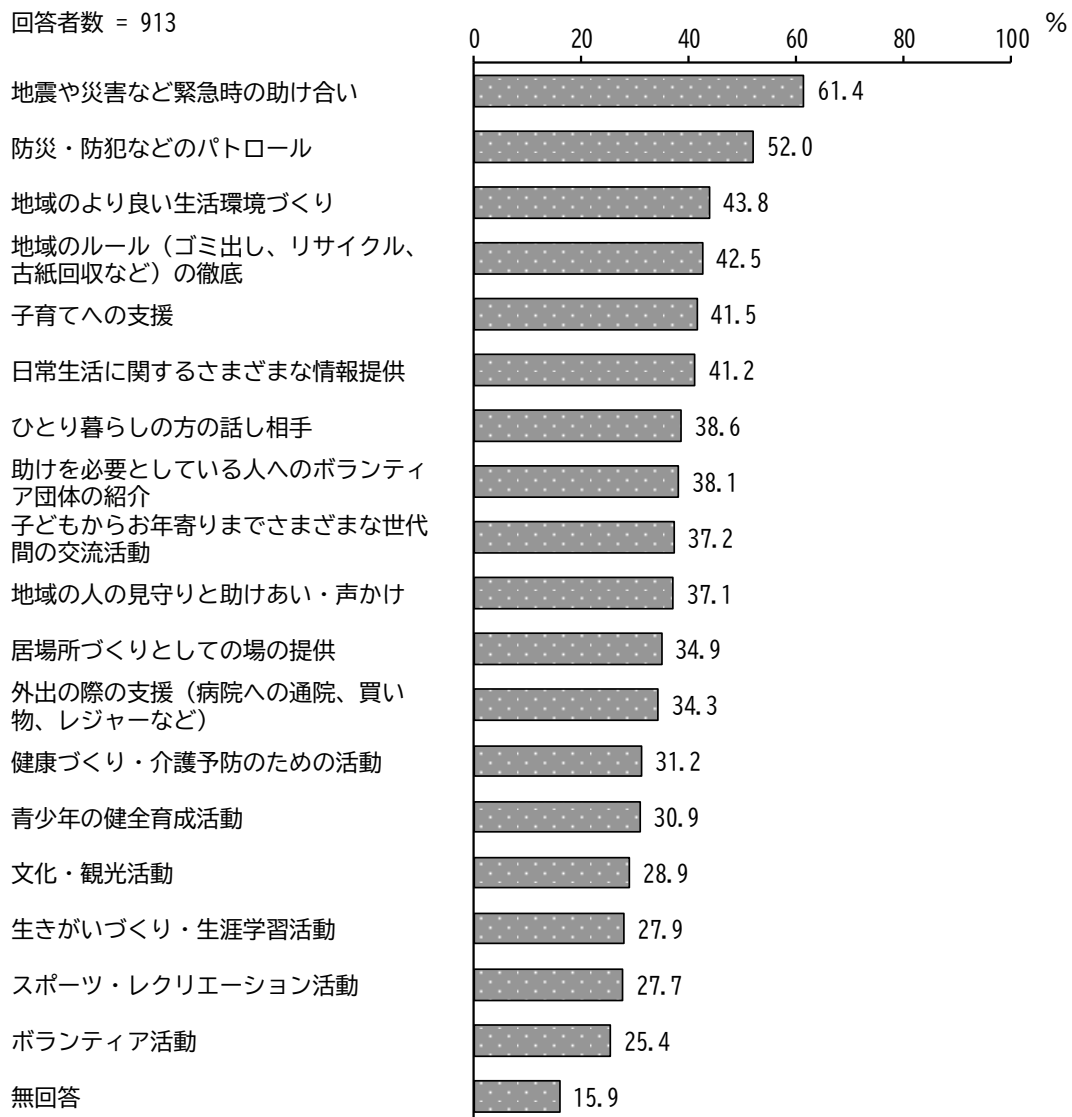
「地震や災害など緊急時の助け合い」の割合が31.5%と最も高く、次いで「地域のルール（ゴミ出し、リサイクル、古紙回収など）の徹底」の割合が27.7%、「地域の人の見守りと助けあい・声かけ」の割合が24.0%となっています。

回答者数 = 913



## ウ 地域福祉の推進のため、地域社会に取り組んでほしい活動

「地震や災害など緊急時の助け合い」の割合が61.4%と最も高く、次いで「防災・防犯などのパトロール」の割合が52.0%、「地域のより良い生活環境づくり」の割合が43.8%となっています。







## 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本市の将来像は「心安らく 幸せ実感都市 はしま」を掲げ、「あらゆる人々が成長・活躍するまちづくり」「いきいきと安心して暮らせるまちづくり」「次代につながる産業・基盤づくり」の3つをまちづくり重点戦略としています。

この将来像の実現に向けて、地域福祉分野では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、総合的な福祉サービスを提供するとともに、地域福祉活動への参加を促進するなど、支え合い・助け合うまちづくりを進めています。

本計画の基本理念については、これまでの地域福祉の取り組みとの連続性、整合性から第2期羽島市地域福祉計画の理念「みんなで創る 地域共生のまち はしま」を引き継ぐものとします。

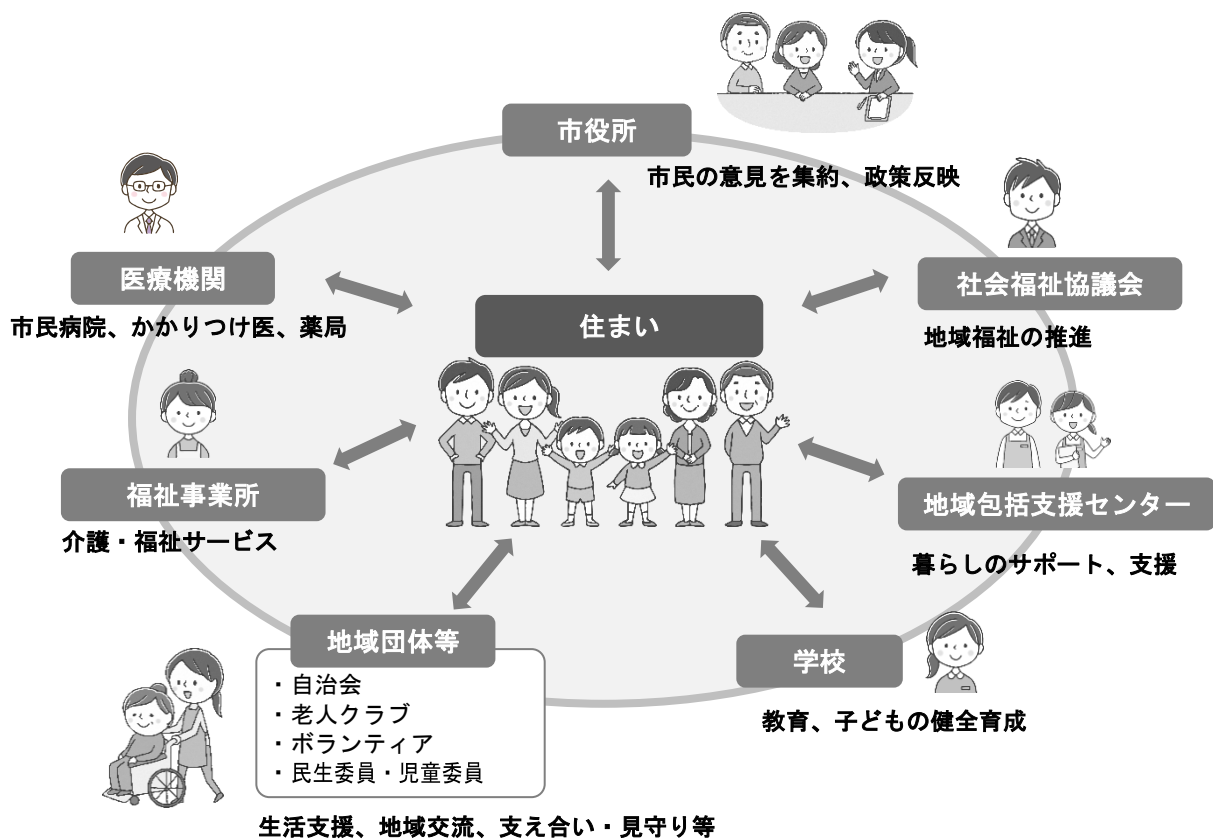
この基本理念に基づき、すべての市民が福祉の受け手と担い手に区別されるのではなく、誰もが自分の役割をもち、地域の中で助け合い、支え合うまちづくりを目指します。

#### 【 基 本 理 念 】

**みんなで創る 地域共生のまち はしま**

本市の地域福祉を推進していくためには、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の視点での支え合いが必要であると考えます。自分や隣近所同士の支え合い、ボランティアや団体、専門機関との連携による支え合い、多様なサービスによる支え合いのすべての要素が必要です。

本市では、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の意識や環境をさらに発展させることができるよう、本計画に掲げた施策の推進を図ります。



## 2 基本目標

### (1) 地域における社会的弱者への福祉の推進

市民が地域で安全に、安心して暮らしていけるよう、防災訓練や各種災害に対する研修会を行うことにより、市民の防災意識の高揚を図ります。また、自主防災組織のリーダーの養成や、地域防災力向上に向けた啓発等に取り組みます。さらに、災害時における安否確認や緊急時の対応のため、地域での協力体制を推進します。

また、いじめや子ども・高齢者・障がい者への虐待、家庭内暴力等、重大な人権侵害を防止するため、各機関と連携し、予防対策と被害者支援を拡充するとともに、情報提供・啓発を充実します。

生活困窮者だけでなく、大人のひきこもりなど、様々な理由によって就労・自立が困難となった方なども対象として、一人ひとりの状況に合った包括的な相談支援を行っていくとともに、生活困窮者それぞれの段階に見合った就労準備・就労訓練を提案し、関係機関等との連携をとりながら、安定した生活が送れるように支援していきます。

さらに罪を犯してしまった者に対し、社会復帰支援を行うとともに、警察等の関係機関と連携して再犯防止のための取り組みに努めます。

### (2) 地域における社会福祉サービスの適切な利用の推進

児童福祉サービス、高齢福祉サービス、障害福祉サービスの充実を図り、必要な人に適切なサービスを提供できる体制を整備します。

また、成年後見制度の周知・啓発に努め、利用促進を図ります。また、認知症や障がいにより判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用支援を展開します。

### (3) 地域における社会福祉を目的とした事業の推進

地域活動への参加の促進を図るため、活動場所の確保や情報発信の支援を図ります。地域で活動する人や団体等に対する活動支援を充実し、協働による地域福祉社会づくりを目指します。

また、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ボランティアのマッチングやコーディネートの充実を図ります。また、ボランティア活動や組織の情報発信・ネットワークづくりを充実します。

#### (4) 地域福祉に関する住民参画の推進

地域における住民の助け合い、支え合いが重要であり、各種団体やボランティアと協力し、「声かけ運動」や「あいさつ運動」を推進します。また、日常生活の中で、隣近所への声かけや交流ができるよう、広報やイベント等の機会を活用し、啓発していきます。

地域共生社会の実現を目指すため、市内のコミュニティー等において、世代を超えてふれあい、伝統文化の継承や教養の向上、多世代ネットワークの構築ができる機会の拡充を図り、子どもと高齢者・障がい者等がふれあう機会を充実します。

また、地域で発見した困りごとや生活課題を、迅速に適切な機関や組織へ情報提供できるネットワークの構築を目指します。

#### (5) 重層的・包括的な支援体制の推進

暮らしの困りごとや不安に対して適切な対応を提供できる相談体制を整えます。また、広く連携して対応する必要のある問題に対しては、重層的・包括的に支援する体制の構築に努めます。

また、地域福祉の推進や、相談先の周知等を図るため、広報やホームページ、SNS等を活用した情報提供を実施し、医療・保健・福祉サービス等の周知を図るとともに、情報アクセシビリティ（情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通）の向上のため、一人ひとりに合わせた支援を行います。

### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策の方向 ]

[ 具体的施策 ]

みんなで創る  
地域共生のまち  
はしま

1 地域における社会的弱者への福祉の推進

(1) 安心・安全を確保する

- いじめ、虐待、DV 防止対策の推進
- 生活に困難を抱える方への支援
- 緊急・災害対策の充実
- 犯罪のないまちづくりの推進  
(再犯防止推進計画)
- 公共交通・移動手段の整備

2 地域における社会福祉サービスの適切な利用の推進

(1) 多様なサービスを提供する

- 各種福祉サービスの充実
- 権利擁護の支援体制の構築  
(成年後見制度利用促進基本計画)

3 地域における社会福祉を目的とした事業の推進

(1) 多様な主体の活動を促進する

- 自治会活動の活性化
- 地域活動団体の活動支援
- ボランティア・NPO 活動等への支援

4 地域福祉に関する住民参画の推進

(1) 地域交流を活発にする

- 顔の見える地域づくりの促進

(2) 支え合い・助け合い意識を高める

- 地域住民の認め合い・支え合い意識の醸成
- 地域間交流の促進
- 福祉共育の充実
- 地域福祉を推進する人材の養成

(3) 困りごとや課題を見つける

- 地域住民による見守りネットワークづくり

5 重層的・包括的な支援体制の推進

(1) 相談・連携体制を充実する

- 相談支援体制の拡充
- 情報提供の充実
- 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 重層的支援体制の構築



## 施策の展開

### 1 地域における社会的弱者への福祉の推進

#### (1) 安心・安全を確保する

##### ねらい

地域生活課題の包括的な受け止め、地域住民の安心・安全の確保

##### 現状と課題

- 暮らしの中の困りごとや不安なことについて、公共交通・移動手段に“困っている”人が約2割となっています。
- 地域福祉を進めていくうえで、地域社会に取り組んでほしい活動について、「地震や災害など緊急時の助け合い」が61.4%と最も高くなっています。
- いじめや虐待、DV等を地域で早期に発見し、適切な対応がとれる体制の構築が必要です。
- 生活困窮者に対しては、相談支援の充実とともに、関係機関等との連携をとりながら、安定した生活が送れるように就労への支援などが必要です。
- 防災訓練等、地域での防災活動を周知するとともに、高齢者や障がい者、若者等、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりが必要であるとともに、災害発生時や避難所等での支援体制の充実が必要です。
- 地域のつながりを強め、犯罪にも強い地域づくりの推進が必要です。
- アンケート結果によると、公共交通や移動に関して困っている人が約2割となっており、今後も身近な地域で安心して暮らしていけるような環境づくりや移動手段の確保が求められます。

## アンケート・ヒアリングからの意見

- 虐待の判断が難しく、虐待行為をみつけた場合、どこへ連絡相談するのかわかりづらい。
- 防止対策としての資料を作成し、周知することが必要である。
- 避難場所が少なく、離れた場所にあるため、避難場所へ行きづらい。
- 安全な避難場所が確保できているのか疑問である。

## 具体的取り組み

### 〇いじめ、虐待、DV防止対策の推進

いじめや子ども・高齢者・障がい者への虐待、家庭内暴力等、重大な人権侵害を防止するため、関係機関と連携し、予防対策と被害者支援を拡充するとともに、地域住民からの情報提供・啓発を充実します。

地域に住むすべての人の尊厳が守られ、お互いがお互いを尊重し、認め合い、差別や偏見のない地域で暮らすことができるよう、心のバリアフリーの実現に向けた取り組みを推進します。



#### 市民の取り組み

- 「広報はしま」や「社協はしま」を読んでいただき、日頃から相談窓口や問題解決に役立つ情報を自ら集める努力をしましょう。



#### 地域の取り組み

- 地域で困っている人に対して、相談の場を教えましょう。
- 子育ての情報や子育てサークルの紹介に努めましょう。
- 家庭や学校、福祉施設、職場等での虐待を早期発見できるよう、虐待の疑いがある場合は、信頼できる人や公的機関に相談または通報するよう努めましょう。



## 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 地域住民からの情報等により関係専門機関と定期的に会議を開き、虐待等の情報共有に努めます。
- 地域住民に対し、いじめや虐待防止に関する啓発を行い、虐待防止の周知を行います。
- 「羽島市子どものいじめの防止に関する条例」を制定(令和3年12月)しており、保護者や学校・市や地域それぞれの役割を明確化し、いじめ防止に取り組む体制づくりに努めます。
- DV被害者の立場に立った自立支援の機能強化に向け、被害者に対する適切な情報提供及び支援に努めます。
- 様々な人権に対する理解促進のため、周知啓発に努めます。

## ○生活に困難を抱える方への支援

市の相談窓口にて、生活困窮者だけでなく、大人のひきこもりの方など、様々な理由によって就労・自立が困難となった方なども対象として、一人ひとりの状況に合った自立支援計画の作成等、包括的な相談支援を行っていきます。

また、生活困窮者それぞれの段階に見合った就労準備・就労訓練を提案し、関係機関等との連携をとりながら、安定した生活が送れるように支援していきます。



### 市民の取り組み

- 生活する上で困りごとがあれば、一人で抱えこまないように市の相談窓口等へ相談しましょう。



### 地域の取り組み

- 相談等で生活困窮者を把握した際には、市の相談窓口等に情報提供していただき、適切な支援につなげられるようにしましょう。





## 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 生活に不自由を感じている方が自立した生活ができるよう支援を行います。
- 生活保護の適正な判断を行い、セーフティネットとしての機能を果たしていきます。
- 生活や居住に配慮が必要な方に対し、自立できるよう、住まいや生活が安定し維持できるよう支援を行います。
- 生活困窮者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭のうち就労に困難を抱えている方に対し、様々な雇用に関する取り組みを行います。
- 「家計改善支援事業」「就労準備支援事業」をはじめとした生活困窮者自立支援制度の充実に努め、問題解決に向けた支援を行います。
- 生活困窮者などの自殺に対するリスクが高い人への対策として、地域での見守り活動やその支援者の養成を行い、ハイリスク者を見逃さない体制づくりに努めます。
- 子どもや若者、その保護者を対象とした、ひきこもり等に関する相談窓口の周知に努めます。
- 関係機関と連携しながら、ひきこもり支援の充実に努めます。

## ○緊急・災害対策の充実

防災訓練や各種災害に対する研修会等を実施することにより、市民への防災意識の高揚を図ります。また、自主防災組織のリーダーの養成や、地域防災力向上に向けた啓発等に取り組みます。

さらに、災害時における安否確認や緊急時の対応のため、地域での協力体制の強化を推進します。



## 市民の取り組み

- 日頃からお互いに見守り合い、支え合いに取り組みましょう。
- 地域の防災訓練に参加するなど、防災対策の意識向上に努めましょう。
- 防災リーフレット、広報紙、ホームページ等で防災情報を集め、家族で災害時の対応について、話し合う機会をもちましょう。
- 災害時に備えて、食料や飲料水など、必要なものを備蓄しましょう。



## 地域の取り組み

- 日ごろからの地域による見守り活動を推進し、災害時においても適切な活動ができるよう仕組みづくりに努めましょう。
- 自主防災組織の結成や防災訓練の実施等、地域における防災力及び意識の向上に努めましょう。



## 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 災害発生時において、地域の互助のもと初期消火や負傷者の救助等の初期活動が実施できるよう、自主防災組織を中心とした地域における防災訓練等の実施を支援します。
- 自主防災活動に携わる人材を確保するため、防災コーディネーターや避難所運営リーダーの養成を進め、住民主体の互助に基づく防災活動ができるよう推進します。
- 地域に自主防災器具庫を設置し、防災備品を整備するとともに、地域住民の自主的な防災活動ができるよう支援し、地域の防災力を高めます。
- 防災リーフレット、広報紙、ホームページ等で防災情報の発信を行うとともに、「はしメール」の認知度を向上させ、登録者の増加を促します。
- 避難行動要支援者名簿の整備や個別計画の作成を推進し、災害時における速やかな支援体制の構築ができるよう努めます。

## ○犯罪のないまちづくりの推進（再犯防止推進計画）

地域における防犯対策は、行政や警察といった公的機関のみで実施することに限界があります。

「自分たちの地域は、自分たちで守る」という防犯意識を持たせ、日頃から地域住民による声掛けによる防犯予防を行い、安心して生活できる環境づくりに取り組みます。



### 市民の取り組み

- 近所の人との交流により、顔がわかる地域づくりを行いましょ
- 声掛けを行い、不審者監視等の犯罪防止に努めていきましょう。



### 地域の取り組み

- 地域の犯罪に関する情報を地域住民に発信し、防犯意識の高揚を図りましょう。
- 子ども110番の家の設置について検討しましょう。



### 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 地域住民のボランティアによる見守り活動を支援します。
- 犯罪の発生状況や手口の特徴などを広報等で周知を図り、犯罪から身を守るための防犯教室等を開催し、防犯意識を高めるための啓発事業を実施します。
- 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、地域住民による自主的な防犯活動を推進し支援します。
- 罪を犯してしまった人に対し、社会復帰の支援を行うとともに、警察等の関係機関と連携して、再犯防止のための取り組みに努めます。
- 罪を犯してしまった人のうち、就職や住居確保等が困難な人に対して、就労支援や居住先の確保などの自立支援策を行います。
- 保護司会等と協働し、「社会を明るくする運動」を進めます。

- 薬物依存や薬物乱用問題への認識を高めるため、薬物に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 薬物依存の問題を抱える者について、関係機関との連携により支援していきます。

## ○公共交通・移動手段の整備

---

高齢者や障がい者、子どもを含めた全ての人が住み慣れた地域でいきいきと暮らすために、生活領域を拡大し、様々な社会参加が可能となるよう、気軽に安心して移動できる環境を整備していきます。

また、多くの人々が利用する公共施設などのバリアフリー化をさらに進め、人にやさしいまちづくりを推進していきます。



### 市民の取り組み

- 道路、公園等の美化に努めましょう。
- 交通ルールを守り、安全に気をつけましょう。



### 地域の取り組み

- 買い物や通院に困る人がいれば、声掛けや見守りを行いましょ  
う。



### 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 市民の交通利便性をより向上させるため、効果的な市内の公共交通施策の実施に努めます。
- 交通事故を防止し、歩行者の安全を確保するため、市内における道路の点検に努めます。
- バリアフリーに配慮した環境整備を進めるとともに、歩行による移動の円滑化など快適な歩行空間の確保に努めます。
- 福祉有償運送制度をはじめとして、移動が困難な方に対しての支援に努めます。

## 2 地域における社会福祉サービスの適切な利用の推進

### (1) 多様なサービスを提供する

#### ねらい

各福祉分野の連携による、地域における福祉サービス提供及び適切な利用の促進

#### 現状と課題

- 今後も、誰もが安心して地域で暮らせるよう福祉サービスの周知を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が求められます。
- アンケート結果によると、サービスの内容や利用の仕方がわからず、福祉サービスの利用に至っていない方もみられることから、今後も支援が必要な人へ情報が確実に提供できるよう、福祉情報を多様な方法で周知していく必要があります。
- 高齢者・障がい者の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まることが予想される中で、制度についての知識や認知度は低い傾向にあります。今後も、成年後見制度や日常生活自立支援事業を周知していくとともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくことが求められます。

#### アンケート・ヒアリングからの意見

- 地域で提供されているサービスや相談窓口を明確にし、困っていることに対して、誰に(どこに)相談したらよいかを分かりやすく示すことが必要である。
- 成年後見制度について、プライバシーに配慮して具体的な体験やリスクなどの情報を提示し、より身近な制度にしていくと良い。

## 具体的取り組み

### ○各種福祉サービスの充実

---

児童福祉サービス、高齢福祉サービス、障害福祉サービスの充実を図り、必要な人に適切な情報・サービスを提供できる体制を整備します。



#### 市民の取り組み

- 普段から福祉サービスの情報に関心を持つようにしましょう。



#### 地域の取り組み

- 民生委員・児童委員等と協力し、情報提供の場づくりに努めましょう。
- 地域で実施しているふれあいサロンなどで福祉サービス情報・介護・災害についての情報提供や説明ができる機会を設けましょう。



#### 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 高齢者・障がい者・児童等の福祉サービス事業者及びサービス提供内容を理解していただけるよう、市民への普及啓発を行います。
- 広報紙やホームページ、出前講座による福祉情報の発信を充実させるなど、多様な方法による周知に努めます。
- 多職種が参加する会議を開催し、福祉サービスを効果的・効率的に提供できるよう努めます。
- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施を推進します。
- 福祉サービス事業者に対し、第三者評価や自己評価の実施の促進を図ります。

## ○権利擁護の支援体制の構築（成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度の周知・啓発に努め利用促進を図り、認知症や障がいにより判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用支援を展開します。



### 市民の取り組み

- ご自身やご家族の将来を具体的に考えてみましょう。
- 成年後見制度に関する研修会等に参加しましょう。
- 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を活用しましょう。



### 地域の取り組み

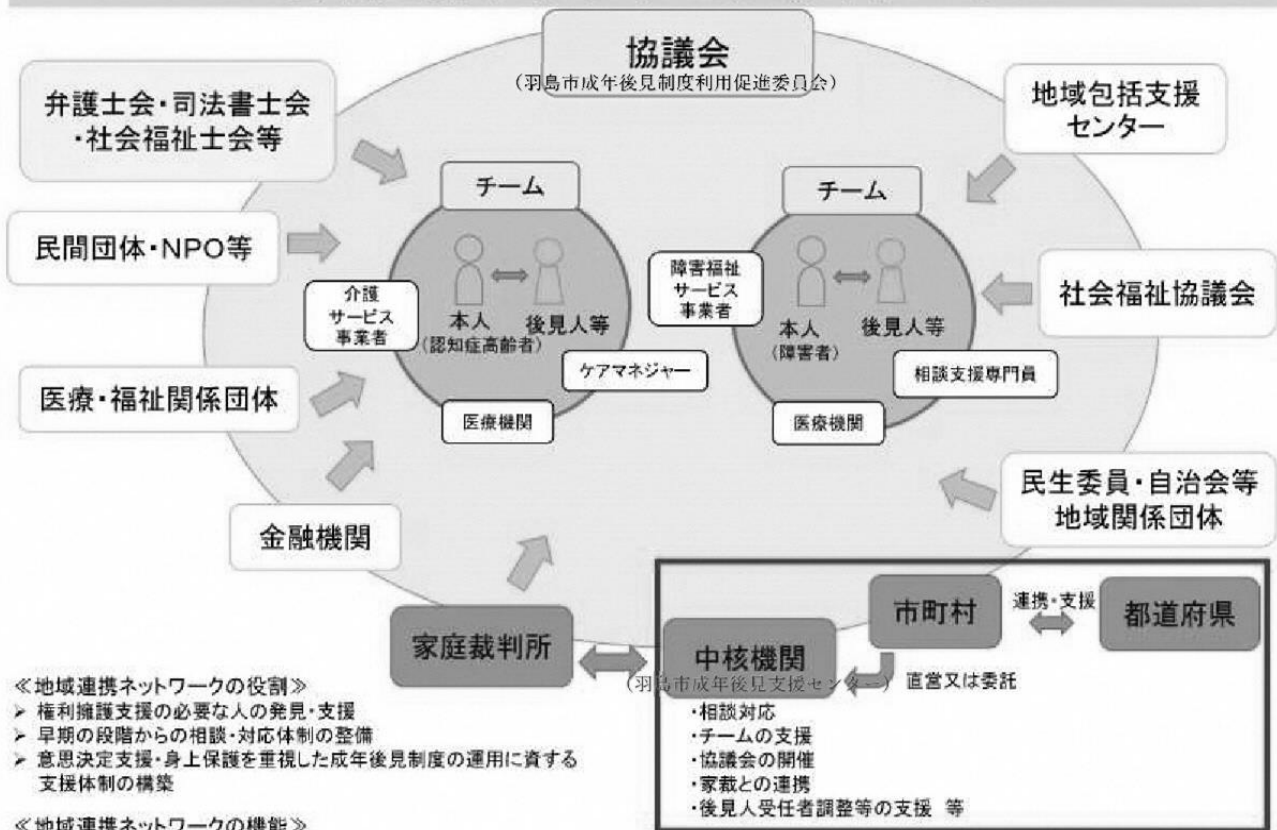
- 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の利用促進を図るため、情報共有をしていきましょう。



### 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 判断能力が低下した人に対して、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等のサービス利用支援と、それに付随した金銭管理を行います。
- 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の利用促進を図るため、周知します。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関（成年後見支援センター）において、相談支援等を通じた成年後見制度の利用促進を図ります。
- 家庭裁判所や専門職団体等の関係機関と連携し、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの充実に努めます。
- 市民後見人の育成を推進します。

# 地域連携ネットワークのイメージ



※チーム:本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

(出典:内閣府・厚生労働省資料)



### 3 地域における社会福祉を目的とした事業の推進

#### (1) 多様な主体の活動を促進する

##### ねらい

地域における社会福祉を目的とする多様な活動の振興・促進

##### 現状と課題

- 自治会などの地域での行事や活動が活発だと思うかについて、「あまり活発ではないと思う」と「活発ではないと思う」が合わせて約4割となっています。
- ボランティア活動を続けたり、新たに活動に参加するために必要な条件について、「時間・経済的なゆとりがある」が56.4%と最も高く、次いで「自分が健康である」が46.8%、「共に活動する仲間や友人がいる」が20.8%となっています。
- 初めてでも気軽に参加できるようなボランティア情報の発信や、地域活動の機会を提供する等、今まで地域活動等に参加していなかった人でも、参加できる環境づくりや、きっかけづくりにつながる必要があります。
- 市民のボランティアへの意向を活動へとつなげていくため、多様なボランティア活動メニューの提供と支援が必要です。

##### アンケート・ヒアリングからの意見

- 個人情報の問題はあるが、円滑な活動を行うため、できる限りの共有できる情報を公開してほしい。
- 活動主体と行政との密接な連携が必要である。

##### 具体的取り組み

###### ○自治会活動の活性化

自治会の必要性や活動意義を広め、加入・参加を促します。また、各地域での活動場所の確保や情報発信の支援を図ります。



### 市民の取り組み

- 自治会活動へ積極的に参加しましょう。



### 地域の取り組み

- 自治会活動の重要性についてPRしましょう。
- 自治会未加入世帯に対して加入を促しましょう。
- 自治会活動への積極的な参加を促しましょう。
- 行事内容を工夫し、魅力ある自治会活動の実施に努めましょう。



### 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 自治会や各種団体の活動拠点づくりを支援し、ホームページや広報を活用しながら地域住民への情報発信、団体相互の交流促進に努め、活動への参加促進を図ります。
- 「羽島市自治会への加入及び参加を促進する条例」を制定（平成30年3月）しており、条例の目的や理念について周知します。

## ○地域活動団体の活動支援

---

地域で活動する人や団体等に対する活動支援を充実し、協働による地域福祉社会づくりを目指します。



### 市民の取り組み

- 地域活動に積極的に参加しましょう。
- 各種団体に積極的に登録しましょう。



## 地域の取り組み

- 市や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、地域福祉の推進に必要な情報の把握や活動に主体的に参加しましょう。
- 地域活動団体に関する情報を周知しましょう。



## 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 教養の向上、健康の増進及び地域社会への奉仕活動などを行っている老人クラブの活動に対して補助することで、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、社会活動を通じた地域貢献を促します。
- 子育てサークルや子ども会、自治会など、既存の多様な社会資源を活用し、効果的に子育て支援施策の充実が図られるよう協働していきます。
- 各福祉関係当事者団体間において、お互いの抱える問題や情報交換により、団体活動の活性化や社会的つながりの強化に努めます。
- 各団体が実施する地域福祉活動の周知の支援に努めます。

## ○ボランティア・NPO 活動等への支援

社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ボランティアのマッチングやコーディネートの実施を図ります。また、ボランティア活動や組織の情報発信・ネットワークづくりを充実します。



## 市民の取り組み

- 困った時には、お互いに助け合しましょう。
- 自分たちの地域のボランティア活動に積極的に参加しましょう。



## 地域の取り組み

- 自分たちの地域のボランティア活動についてその内容を説明したものを回覧し、理解してもらいましょう。
- 地域で誰でも気軽に参加できそうな環境美化活動などのボランティア活動を実施しましょう。
- 地域住民や自治会、関係団体と連携・協力しながら、地域に根ざした活動を行うことにより、立ち上げたボランティア活動や市民活動を継続して実施できるよう努めましょう。



## 市・社会福祉協議会等の取り組み

- ボランティアセンターを設置し、ボランティアが活動しやすい環境を整えるために、活動に関する相談・調整やあっせん、研修会の開催、活動費の補助等を取り組んでいきます。
- 日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO等の多様な生活支援サービスの充実強化に取り組んでいきます。
- 地域の課題やニーズに対応できるボランティアを育成します。また、高齢者がボランティアとなり活動することによって自身の介護予防につながるため、高齢者ボランティアを積極的に育成します。
- 個々の多様なニーズに応えるきめ細やかなサービスの提供が求められるため、地域ボランティア活動への支援を行っていきます。
- 地域住民の福祉ニーズ等を踏まえ、社会福祉協議会の各支部において実施する地域福祉活動への支援に努めます。

## 4 地域福祉に関する住民参画の推進

### (1) 地域交流を活発にする

#### ねらい

地域住民の福祉活動参加の促進

#### 現状と課題

- 近所の人との付き合いに対する考え方について、「わずらわしいと感じることもあるが、日常生活の中で助かることが多いので必要である」が49.3%と最も高くなっています。
- 今後も、だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動や隣近所の住民とのコミュニケーションを促進することが必要です。

#### アンケート・ヒアリングからの意見

- 地域住民のつながりや助け合いの意識は地域内ではあるが、地域外での繋がりはうすいため、他地域との繋がりを作っていけると良い。
- 近隣者と顔が見える関係を継続し、地域の行事やイベント等に参加することで新たなつながりを持てると良い。

#### 具体的取り組み

##### ○顔の見える地域づくりの促進

各種団体やボランティアと協力し、「声かけ運動」や「あいさつ運動」を推進します。また、日常生活の中で、隣近所への声かけやあいさつ等、交流ができるよう、広報やイベント等の機会を活用し、啓発していきます。



## 市民の取り組み

- 近くの人や、常に会う人に日頃から声かけやあいさつを交わし、ふれあいの第一歩としましょう。
- 朝、子ども達の登校時にあいさつを交わしたり、高齢者に声かけをしましょう。
- 地域で人が集まるときには自分も出席し、一人でも多くの人の顔を覚えましょう。
- 障がい者を見守り、困っていそうなら積極的に声かけをしましょう。



## 地域の取り組み

- ふれあいサロンが開催される際には、近所の人から声をかけて一緒に出席するよう誘い合いましょ。
- 地域とともにある学校づくりを進めるため、小・中学校及び義務教育学校でのコミュニティ・スクールの取り組みに協力し、地域全体で子どもを見守り育てる体制の構築に努めましょ。



## 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 家庭、小・中学校及び義務教育学校や地域からのあいさつ運動の展開を支援していきま。
- 保育園や小・中学校及び義務教育学校の行事、自治会行事等の子どもの交流の場を充実し、大人同士や地域住民の交流の場へつなげま。
- 地域において、多世代交流ができる集いの場となる事業を実施する場合には、必要な支援を行いま。

## (2) 支え合い・助け合い意識を高める

### ねらい

地域住民の福祉活動への意識向上、地域福祉を推進する人材の養成

### 現状と課題

- 地域社会に取り組んでほしい活動は、「地震や災害など緊急時の助け合い」が61.4%と最も高くなっています。
- 気になった人がいたときには、声をかけたり、支援先を案内したりすることができるような、意識をもった担い手を増やしていく必要があります。
- だれもが安心して地域で暮らせるよう、きめ細かなサービスの提供や充実とともに、地域での助け合い、支え合いが重要です。

### アンケート・ヒアリングからの意見

- 普段からのあいさつや声のかけ合いなど、隣近所の小さな支え合いが大切である。

### 具体的取り組み

#### ○地域住民の認め合い・支え合い意識の醸成

地域共生社会が目指す「すべての人が役割を持ち、認め合い支え合う社会」の実現を目指すため、地域福祉の理念や考え方の情報提供・啓発を行います。講演会等の場においては、積極的に地域における「気づき」が重要であることを促し、早期発見・早期対応が可能な地域づくりを目指します。



#### 市民の取り組み

- 自らが地域の福祉活動等に参加し、理解を深めましょう。
- 認知症サポーター養成講座に参加しましょう。
- 障がい者に対する理解を深め、共に助け合うまちづくりを進めましょう。

- ヘルプマークを携帯している方を見かけたら、思いやりの気持ちをもって接しましょう。



### 地域の取り組み

- 市民活動への参加、交流を通して地域の見直し意識の向上を図りましょう。
- 地域福祉活動を理解し啓発を実施しましょう。
- 地域の行事等において、役員から住民に気軽に声かけをしましょう。
- 外国人とも積極的にコミュニケーションを取りましょう。
- 高齢者や障がい者本人だけではなく、本人を支える家族への思いやりや支援についても心掛けましょう。



### 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 広報などに福祉活動、ボランティア・市民活動、人権擁護に関する特集などを掲載し、福祉のこころを育むための啓発活動に努めます。
- 認知症サポーター養成講座を開催し、支援の担い手育成に努めます。
- 市職員や福祉施設はもとより、事業所等に対しても、障がい者に対する合理的配慮の周知・徹底に努めます。
- ヘルプマークやヘルプマークサポーターの周知啓発に努めます。

## ○地域間交流の促進

---

市内のコミュニティセンター等において、世代を超えてふれあい、伝統文化の継承や教養の向上、多世代ネットワークの構築ができる機会の拡充を図ります。





## 市民の取り組み

- 子ども会、老人クラブといった年代別の行事だけでなく、三世代を対象とした行事に積極的に参加しましょう。
- 夏休みの朝の体操などに、子ども会のみではなく多くの世代が参加し交流しましょう。



## 地域の取り組み

- コミュニティセンターに高齢者や障がい者、小・中学生等、誰でも集まれる場所をつくりましょう。



## 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 福祉目的の市民活動を促進するため、活動の場の確保・提供を図ります。
- 地域の閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者などが集まり、顔なじみの人たちとおしゃべりやレクリエーションを通してふれあうことにより、社会的孤立感の解消や介護予防を図ります。
- 各コミュニティセンターを中心に開催する地域行事に、誰もが参加できるよう企画立案・周知に努めます。
- 国際交流協会が開催する活動を通して、多種多様な人々との国際交流の推進を図ります。

## ともいく 〇福祉共育の充実

幼稚園・保育園や福祉施設の場等で、子どもと高齢者・障がい者がふれあう機会を充実します。

※福祉共育：従来の福祉教育から、地域の様々な団体との連携により、子どもが地域福祉活動に参加する機会を促進させることによって、大人自身も自ら地域の福祉課題に気づき、共に育ち、支え合える地域づくりを展開すること。



## 市民の取り組み

- 親、学校の先生、地域の人が手本になり、地域での助け合いの教育に努めましょう。
- 地域でのボランティア活動への参加を呼びかけ、高齢者や障がい者とふれあうことで思いやる気持ちを醸成しましょう。
- 親が率先して、人を助けたり、思いやりのある心づかいを示しましょう。



## 地域の取り組み

- 高齢者の優れた特技や経験を、若い人や子どもたちへ教えたり見せたり話したりする場をつくりましょう。



## 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 園児や小・中学生等が、社会福祉施設を訪問したり、園や学校に高齢者を招くなど、高齢者や障がい者と子どもの交流機会を拡充していきます。
- 各学校で、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間に、老人クラブや福祉関係当事者団体、ボランティア団体といった地域の方々を講師として、地域社会について学び、活動を通じて地域の方々とふれあう時間を設けます。
- 学校を中心にした行事等において、地域にある福祉施設との交流活動を促進します。福祉目的の市民活動を促進するため、活動の場の確保・提供を図ります。
- 総合的な学習の時間などを活用して、すべての学校で福祉に対する理解を深める取り組みを進めるとともに、必要な情報提供や資機材の貸出などの支援を行います。
- 高齢者や障がい者との交流活動、高齢・障がい疑似体験や、総合学習などによるボランティア活動への理解や参加を促す実践的な福祉共育を推進します。
- 交流及び共同学習の充実、居住地校交流の充実を図り、共に学ぶ場の設定を行います。

## ○地域福祉を推進する人材の養成

地域福祉の担い手を増やすため、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行います。

また、ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うと共に、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化や団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習など、活動の活性化につながるよう支援します。



### 市民の取り組み

- 市民活動やボランティア活動に興味を持ち、積極的に参加しましょう。
- できることから地域活動・ボランティア活動をしましょう。
- 福祉学習の機会に積極的に参加しましょう。
- 地域の一員として、日頃から地域にどんな課題があり、身近でどんな人が困っているのかなど関心を持ちましょう。



### 地域の取り組み

- 地域に住む誰もが福祉の担い手であり受け手となる地域福祉という考え方が身近に感じられるような、地域に密着した福祉活動を展開しましょう。
- 学校、地域において気づきや福祉への関わりを考えることにつながる福祉共育を推進しましょう。
- ボランティア活動に関する情報を周知しましょう。



### 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 市内の小中学校・高等学校等における福祉体験学習及び学校ボランティア活動の充実を図ります。
- ボランティア活動の参加率が低い若い世代・男性層等へ支えあいの大切さを呼びかけ、福祉について考え身近に感じられるような機会の充実を図ります。

### (3) 困りごとや課題を見つける

#### ねらい

地域住民が主体的に生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備

#### 現状と課題

- 近所の人との付き合いの中で手助けをしてほしいことは、「病気などの緊急時に看病をしたり医者を呼ぶなどの手助け」、「話し相手や相談ごとの相手」等の意見が上位に挙がっています。
- 現状では手助けを必要としていても、申し訳なく思い、求めることができない人も多く、今後は、「困ったときはお互いさま」と気軽に助け合える関係になっていくことが必要です。
- 地域で発見した困りごとや課題を、適切な機関や組織へつなげる体制づくりが必要です。

#### アンケート・ヒアリングからの意見

- 困りごとや課題の共有ができるとうい。
- 地域にどのような課題があり、どうすれば解決できるか、住民が情報を得るための情報発信や学習会の場などが必要である。

#### 具体的取り組み

##### ○地域住民による見守りネットワークづくり

地域住民同士が情報共有・協力しながら、支援を必要とする人たちを支え合い、助け合える環境づくりを進めるため、地域住民の意識醸成を図ります。

また、地域で発見した困りごとや生活課題を、迅速に適切な機関や組織へ情報提供できるネットワークの構築を目指します。



### 市民の取り組み

- 自治会や地域福祉活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。



### 地域の取り組み

- 社会福祉委員の役割や、民生委員・児童委員との協力関係について理解を図りましょう。
- 各地域において、地域住民同士で課題解決の取り組みや支え合いの仕組みを考えましょう。



### 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 民生委員と連携を図り、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者宅を定期的に訪問し、安否確認やニーズの把握を行います。
- 高齢者や障がい者、子ども等に何らかの異変があった場合における地域との連携体制の構築に努めます。

## 5 重層的・包括的な支援体制の推進

### (1) 相談・連携体制を充実する

#### ねらい

包括的な相談・連携支援体制の構築

#### 現状と課題

- 福祉や保健に関する相談窓口について、「知っているが相談したことはない」が4割半ばと最も高く、次いで「知らない」が4割を超えています。
- 適切に相談につながらずに孤立してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等があるため、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

#### アンケート・ヒアリングからの意見

- 地域の中で孤立してしまわないよう、相談できる場、話を聞いてもらえる人、居場所が必要である。

#### 具体的取り組み

##### ○相談支援体制の拡充

民生委員・児童委員や社会福祉委員などを対象に、研修会や講習会を実施するとともに、それぞれのネットワークづくりに努め、身近な相談窓口の一つとして適切な対応を提供できる体制を整えます。

また、広く連携して対応する必要のある問題に対しては、包括的に関係機関と協力し支援する体制の構築に努めます。



##### 市民の取り組み

- 周りの人だけで解決できない場合は、相談窓口にご相談に行きましょう。



## 地域の取り組み

- 相談窓口を把握し、迅速に関係部署につなげましょう。
- 介護や子育てをしている人に対して、地域包括支援センターや市の保健センター、児童福祉施設等の関係機関を紹介しましょう。



## 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 地域包括支援センターにおいて、高齢者の健康面や生活全般に関する相談業務を行います。
- 子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。
- 基幹相談支援センターにおいて、障がい児・者への相談支援体制の充実に努めます。
- 複合的な課題を抱える方が、相談しやすい環境づくりの推進に努めます。
- 複合的な課題を抱える相談者に対して、関係機関による包括的な相談・連携支援体制の整備を進めます。
- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の1つとして、各社会福祉法人の連携による、地域の相談支援体制の強化を推進します。

## ○情報提供の充実

地域福祉の推進や、相談先の周知等を図るため、広報やホームページ、SNS等を活用した情報提供を実施し、医療・保健・福祉サービス等の周知を図ります。

また、情報アクセシビリティ（情報の十分な取得や円滑な意思疎通）の向上のため、一人ひとりに合わせた支援を行います。



## 市民の取り組み

- 広報、ホームページなどを活用し、情報を収集しましょう。



## 地域の取り組み

- 自治会役員や民生委員・児童委員、社会福祉委員との情報交換や意見交換の場をもうけましょう。



## 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 市ホームページの音声読み上げ機能や「広報はしま」の点訳、社会福祉協議会ホームページに「社協はしま」の音訳データを掲載することで、視覚障がい者への情報提供機能の充実を図ります。
- 外国人への情報提供として、窓口における翻訳機やタブレットによる通訳支援を実施します。
- サービス等の情報が行き届くよう、支援を必要とする人に直接かかわる民生委員・児童委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、ボランティア、NPO等の市民活動団体、事業者、医療機関等にも福祉情報を提供していきます。
- 子育てハンドブックの作成・周知を通して、様々な子育て支援における情報を提供します。

## ○地域包括ケアシステムの深化・推進

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図ります。



## 市民の取り組み

- 隣近所や地域内でのつながりを持ちましょう。
- 積極的に福祉情報を取得し、活用しましょう。
- 市のホームページ、パンフレットを小まめに確認しましょう。





## 地域の取り組み

- 地域の人同士で、福祉制度やサービスに関する情報を共有しましょう。
- 回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域福祉活動の情報を提供しましょう。



## 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 地域包括支援センターが、高齢者にとって相談しやすいより身近な地域支援拠点となるよう、地域包括支援センターの様々な機能強化を図ります。
- 個別ケースの支援内容を検討する地域ケア会議を通じて「介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメント」の支援や、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の把握」へとつなげます。
- 地域の身近な居場所を増やしつつ、地域での高齢者の社会参加を促進します。
- 住民主体の地域助け合いの移動サービスや民間の活力等を生かし、庁内関係課とも連携して、外出しやすい環境づくりに努めます。

## ○重層的支援体制の構築

地域住民等に対して適切な支援が提供できるよう、専門職の充実と、関係機関等との連携による総合的な支援体制の充実を図ります。また、相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業の一体的な実施に努めます。



## 市民の取り組み

- 身近な相談窓口などの情報を取得しましょう。
- 身近で困っている人を相談窓口へつなげましょう。
- 地域の各種相談窓口を周知すると共に、必要に応じて活用しましょう。



## 地域の取り組み

- 地域住民に、様々な福祉情報、各種相談窓口を周知すると共に、利用を呼びかけましょう。
- 障がい者や高齢者に配慮した情報伝達を行いましょう。



## 市・社会福祉協議会等の取り組み

- 複雑・複合化した事例に対応するため、どのような相談も断らない相談窓口の充実に努めます。
- 地域の社会資源やサービスをコーディネートし、マッチングを行い、社会参加に向けた支援に努めます。
- 地域資源を幅広く把握し、交流・参加・学びの機会を生み出す活動や人をコーディネートし、地域活動が生まれやすい地域づくりを推進します。
- 各支援関係機関における役割分担などのコーディネートを行うと共に、対応が困難なケースについては、関係機関による会議を開催し対応を協議します。
- 必要な支援が届いていない人に対しては、アウトリーチ等を通じた継続的な見守り支援や、必要な人材の育成に努めます。
- 高齢者と障がい者が、同一の事業所でサービスが受けやすくなる「共生型サービス」など、介護保険制度と障害福祉制度が連携して生活を支援する体制整備やサービスの充実に努めます。



## 第5章 推進体制

### 1 主体別の役割

#### (1) 市民の役割

市民は、地域福祉を自分ごととして捉え、地域のつながりを深めるためにはどのようなことができるのか考えることが必要です。地域のつながりを深めることは、自身の生活の質を高めることにも寄与します。

積極的に自らの地域のことを知り、地域活動等の参加により関係をつくることを目指すことが必要です。

#### (2) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、援助を必要とする人が日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じます。また、援助を必要とする人が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報を提供すること等も職務としています。

それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めていくことが求められます。

#### (3) ボランティア・NPOの役割

公的な支援だけでは、多様な要支援者の支援ニーズを充足することができません。ボランティアやNPOは、これらの公的支援を補完できる貴重な社会福祉の担い手です。

彼らの主体的な取り組みと活動の継続性を維持し、地域福祉の向上を推進することが重要です。

#### (4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられ、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の関係者や保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

行政と協働で本計画の推進を担うとともに、多様な主体が地域福祉に参画できるようコーディネートを実施したり、地域福祉の取り組みの主体として積極的に参画するリーダーとして活動することが求められます。

また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、地域福祉計画と両輪をなし、相互に連携を図りながら、羽島市における地域福祉を推進します。

#### (5) 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、従前の事業活動のみならず、その専門性やノウハウ、地域関係者とのネットワークを生かし、地域の福祉ニーズを解決する「地域における公益的な取組」を推進することが求められています。

#### (6) 行政の役割

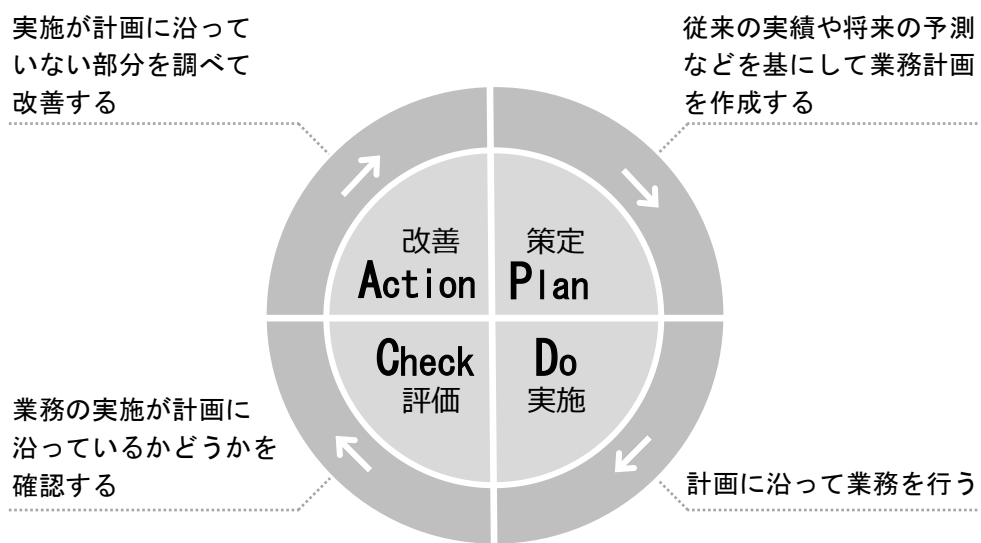
行政は、福祉制度の充実に努めるとともに地域住民や関係団体等の自主的な取り組みを様々な形で支援するため、庁内における分野横断的な連携体制の整備、上記関係者及び関係機関・団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。

## 2 計画の進捗管理

計画で掲げた方向性や施策については、進捗を客観的に評価し、適切な見直しを行っていく必要があります。

進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルにより、進捗管理と改善を進めていきます。

PDCAサイクルのイメージ





## 資料編

### 1 羽島市地域福祉推進のための市民アンケート実施状況

#### (1) 調査の目的

市民の皆様の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、次期計画策定のための基礎資料として活用するために実施したものです。

#### (2) 調査対象

18歳以上の羽島市民2,000人（住民基本台帳から無作為抽出）

#### (3) 調査期間

令和5年3月1日～令和5年3月15日

#### (4) 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

#### (5) 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
2,000 通	913 通	45.7%

#### (6) 回答者属性の表示方法

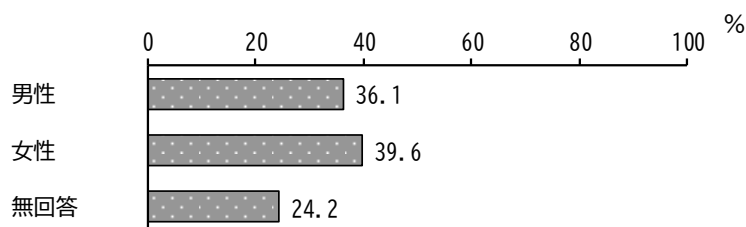
- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

## (7) 回答者属性

### ① 性別

「男性」の割合が36.1%、「女性」の割合が39.6%となっています。

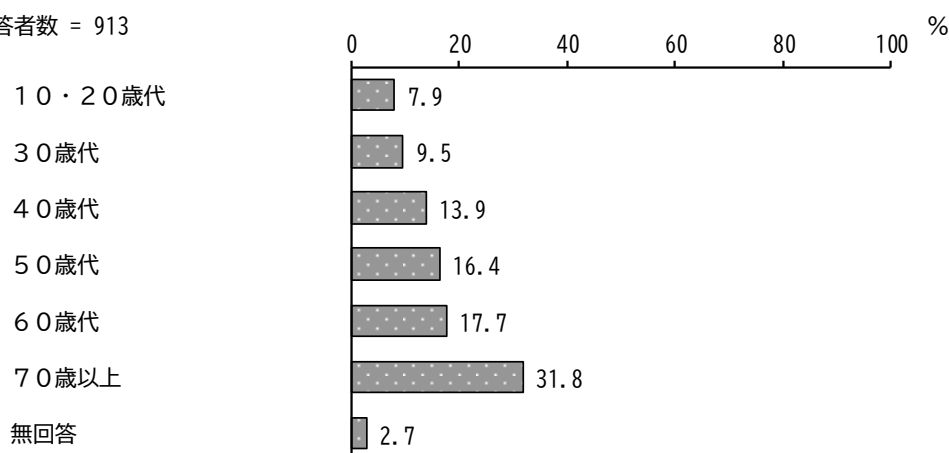
回答者数 = 913



### ② 年齢

「70歳以上」の割合が31.8%と最も高く、次いで「60歳代」の割合が17.7%、「50歳代」の割合が16.4%となっています。

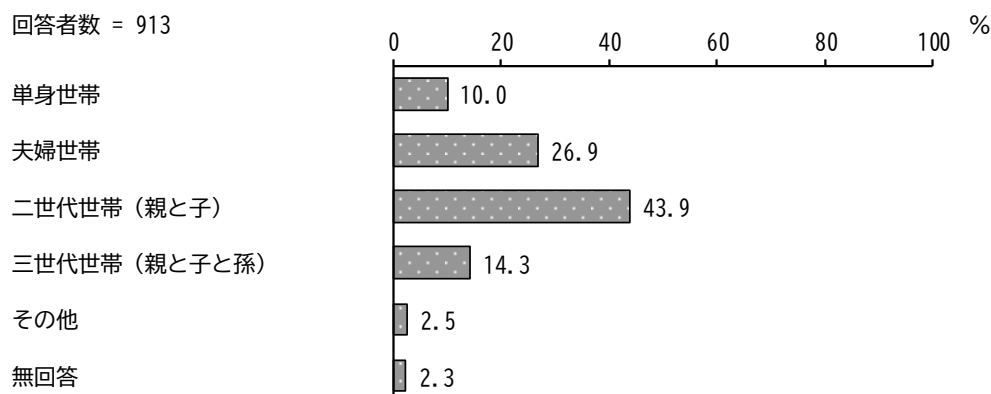
回答者数 = 913



### ③ 家族構成

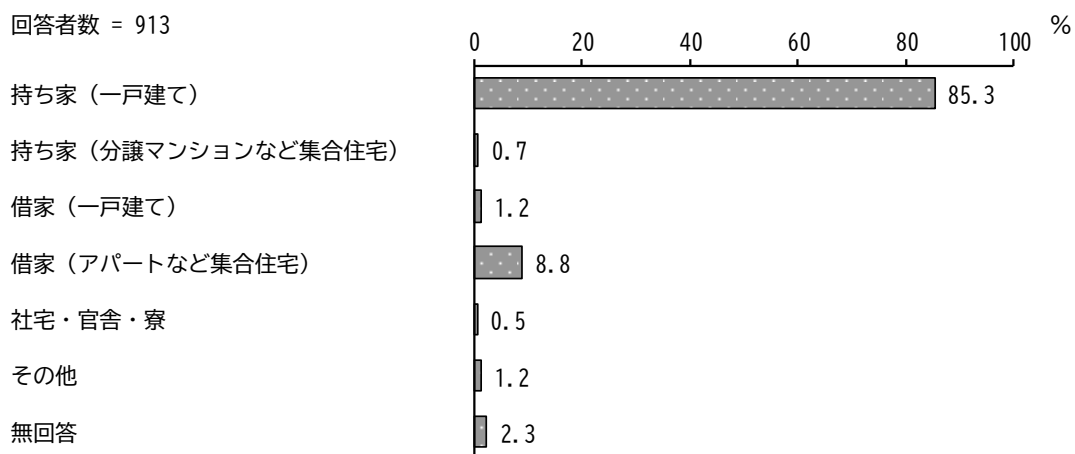
「二世世代世帯（親と子）」の割合が43.9%と最も高く、次いで「夫婦世帯」の割合が26.9%、「三世世代世帯（親と子と孫）」の割合が14.3%となっています。

回答者数 = 913



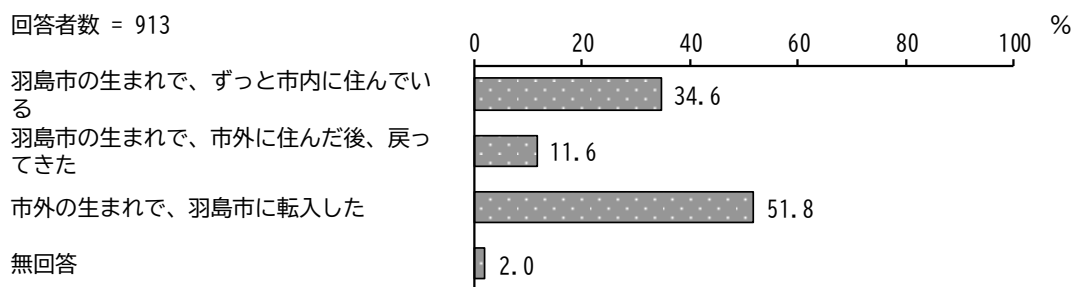
#### ④ 住まい

「持ち家（一戸建て）」の割合が85.3%と最も高くなっています。



#### ⑤ 居住歴

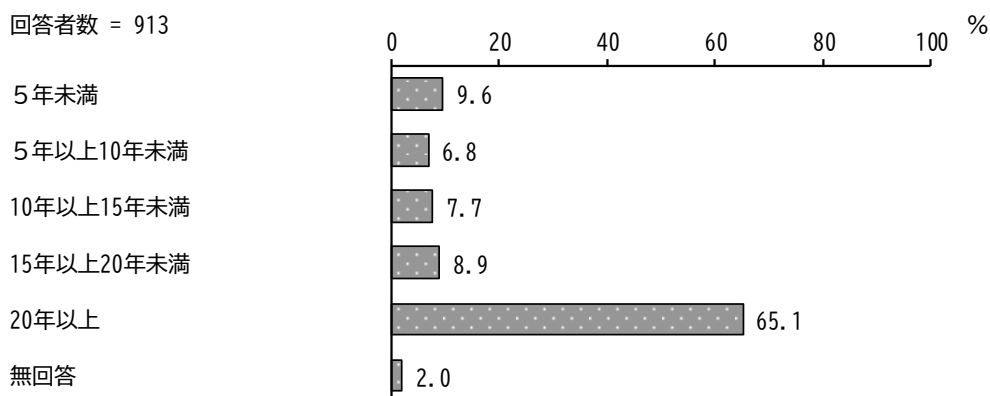
「市外の生まれで、羽島市に転入した」の割合が51.8%と最も高く、次いで「羽島市の生まれで、ずっと市内に住んでいる」の割合が34.6%、「羽島市の生まれで、市外に住んだ後、戻ってきた」の割合が11.6%となっています。





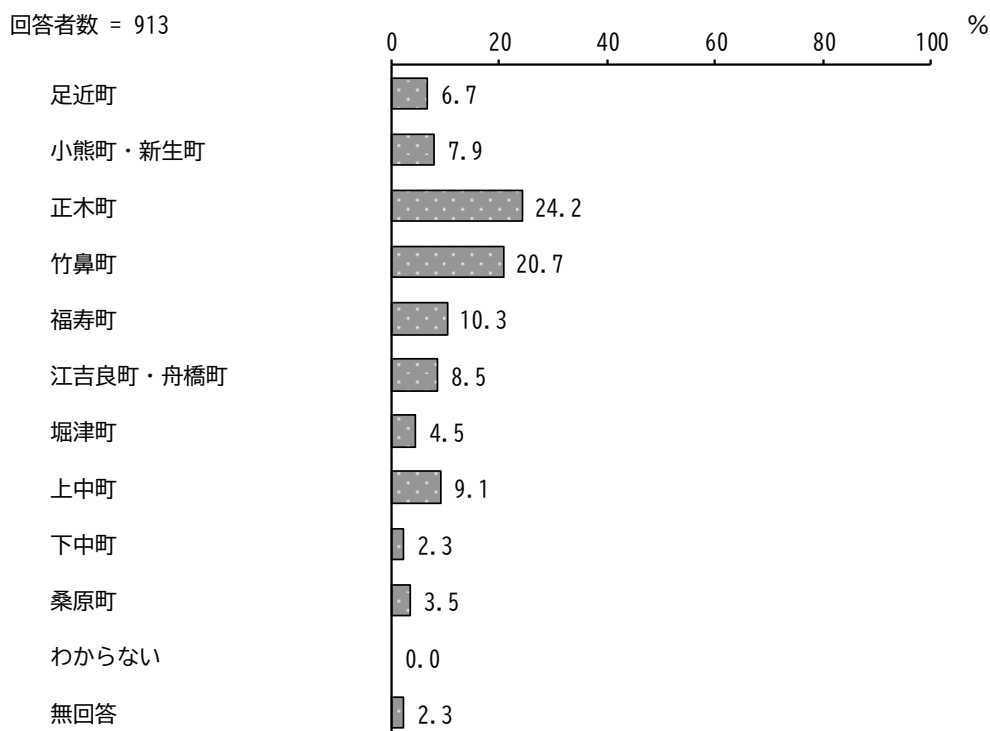
### ⑥ 居住年数（現在の居住地での居住年数）

「20年以上」の割合が65.1%と最も高くなっています。



### ⑦ 居住地区

「正木町」の割合が24.2%と最も高く、次いで「竹鼻町」の割合が20.7%、「福寿町」の割合が10.3%となっています。



## 2 羽島市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、羽島市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、羽島市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の案の策定に関する事項。
- (2) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業団体に所属する者 4人以内
- (2) 地域福祉活動を支援する団体に所属する者 4人以内
- (3) 見識を有する者 3人以内
- (4) 公募市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(検討部会)

第7条 計画の策定に必要な調査及び検討を行うため、委員会に検討部会を置く。

2 検討部会は、次の各号に属する職員等で組織する。

- (1) 総合政策課
- (2) 保険年金課
- (3) 福祉課

- (4) 高齢福祉課
- (5) 子育て・健幸課
- (6) 生涯学習課
- (7) 羽島市民病院
- (8) 羽島市社会福祉協議会

- 3 検討部会に部会長を置き、検討部会員のうちから互選する。
- 4 部会長は、検討部会の会務を統括し、会を代表する。
- 5 部会長に事故のあるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する検討部会員がその職務を代理する。
- 6 検討部会は、部会長が必要に応じ招集するものとする。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、検討部会員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び検討部会の庶務は、健幸福祉部福祉課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び検討部会の運営に関し必要な事項は、委員長及び部会長が、委員会及び検討部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

### 3 羽島市地域福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	団体名等
社会福祉事業団 体に所属する者	川合 宗次	社会福祉法人岐阜羽島ボランティア 協会 理事長
	平井 崇広	社会福祉法人万灯会 施設長
	熊谷 ユミ	社会福祉法人はしま 主任施設ケアマネージャー
	吉村 奈緒美	社会福祉法人伝心会 介護支援専門員・管理者
地域福祉活動を 支援する団体に 所属する者	浅井 廣志	羽島市民生委員・児童委員協議会 会長
	伊藤 克巳	社会福祉法人羽島市社会福祉協議会 常務理事
	山本 千佳	社会福祉法人中島保育園会 園長
見識を有する者	吉川 功	羽島市自治委員会 副会長
	鈴木 明美	羽島保護区保護司会 保護司
公募市民	浅野 弓子	公募委員
	中島 喜美子	公募委員

## 第3期羽島市地域福祉計画

---

令和6年3月発行

編集・発行 羽島市健幸福祉部福祉課

〒501-6292

岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地

TEL : 058-(392)-1111

FAX : 058-(392)-2863

e-mail : [fukushi@city.hashima.lg.jp](mailto:fukushi@city.hashima.lg.jp)

---